

委員提出資料

目 次

- 尾崎委員提出資料 . . . P. 1
- 駒崎委員提出資料 . . . P. 30
- 木村委員提出資料 . . . P. 33
- 廣島委員提出資料 . . . P. 35

希望出生率危機突破宣言

平成26年7月、我々全国知事会は、少子化の進行が、地方の多くを消滅せしめ、やがては国全体の活力を著しく低下させてしまうという事態を憂い、「少子化非常事態」を宣言した。

しかしながら、昨年の出生数は統計史上初めて100万人を下回り、同時に、合計特殊出生率も前年を下回る結果となった。出生率の低下は、2060年に1億人の人口を維持するという我が国の基本戦略を大きく狂わせ、社会保障制度を持続不能とし、経済規模の縮小を招く国家的な危機である。何より、個人個人の希望が叶わない状況が益々広がっていることを意味しており、この進行を何としても食い止めなくてはならない。

このため、国民が希望する出生率の実現に向け、国と地方が総力を挙げて以下の事項に取り組むことを、ここに宣言する。

1 国民の出会い・結婚の希望を叶える対策の強化

国民が希望する出生率を実現するためにも、まずは、多くの国民の出会い・結婚の希望を叶えなければならない。

結婚を希望し支援を望む独身者の出会いの機会の拡充など直接的な結婚への支援策は、我々の提言を踏まえて強化されてきたが、もう一段の加速が必要である。「生涯未婚率の上昇を早急に食い止める」、そのためには、一層きめ細やかな対応が必要であり、多様な生き方を尊重しつつ、地域の実情に応じた対策を強化していかねばならない。

2 子育てに係る経済的負担の軽減、男女とも育児しやすい働き方改革に向けた対策の強化

近年の大きな課題は、平成28年9月に公表された「第15回出生動向基本調査」において、平成22年の前回調査に引き続き、一夫婦あたりの出生数が2人を下回り、低下傾向が確定的となったことである。

この背景には、晩婚化の進行と子育てに対する負担感の増大が存在する。

特に、子育てに対する負担感の増大は、未婚化・晩婚化の進行の遠因ともなっている。希望に沿わない「未婚化・晩婚化を食い止める」、そのためには、子育てに係る経済的負担の軽減や男女とも育児しやすい働き方改革を、喫緊に強化していかねばならない。

3 地方創生の実現に向けた施策の充実強化

都市より地方の合計特殊出生率が高いという現状に鑑みれば、「地方創生が少子化対策の鍵」でもある。そのため、地方での安定した雇用の創出、若者の地方からの流出防止や移住の促進などによる新しい人の流れの創出など、地方創生を実現する施策を充実強化していかねばならない。

平成29年7月27日

全国知事会

**次世代を担う「人づくり」に向けた
少子化対策と子ども貧困対策の抜本強化**

【提言ポイント】

29.7.27 全国知事会

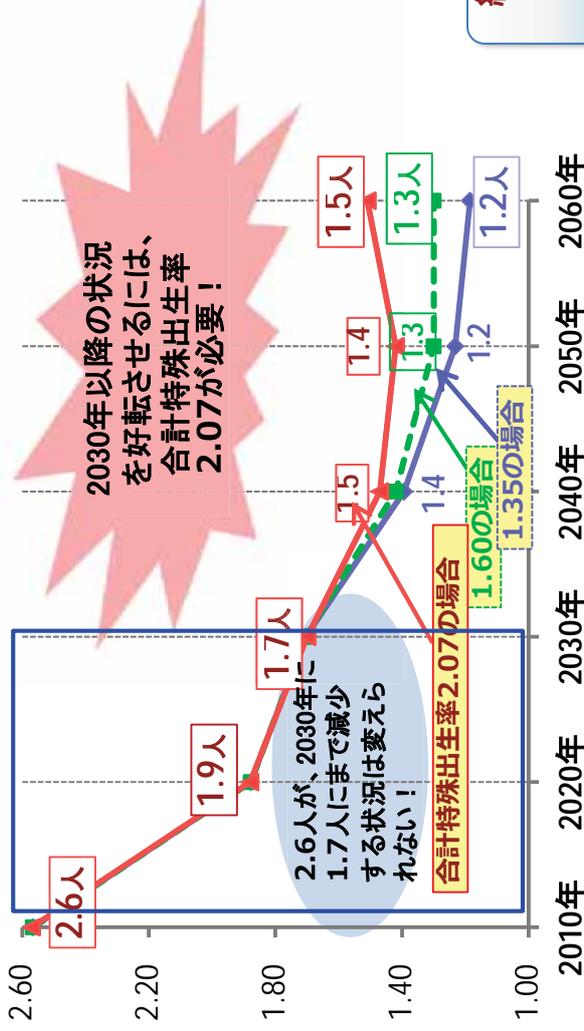
少子化は国家的な危機をもたらす課題

少子化の問題は、1970年代には顕在化していたにも関わらず、その取り組みは諸外国と比較しても1世代遅れており、深刻さを増している。このまま出生率が大きく改善しなければ、今の子どもたちが社会を支える時代には、我が国全体の活力が失われる。

○ 高齢者1人を支える現役世代の人数

【高齢世代と現役世代の比率変化（イメージ）】

(65歳以上) (20~64歳)



(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月)をもとに推計 (1.35の場合: 中位推計、1.60の場合: 高位推計、2.07の場合: 中位推計をもとに高知県で独自推計)



○ 人口減少が社会にもたらす深刻な影響

経済の安定成長阻害

国内市場の縮小と
労働力人口の不足

社会保障制度の崩壊

高齢者の急増による
負担増大と供給不足

小規模自治体の消滅

都市への人口流出
により格差が拡大

少子化による人口減少問題の克服に向けて、国を挙げた少子化対策に、今こそ大胆かつ長期的に取り組みなければならぬ！
そのためには、出生率を回復させた諸外国の例も参考にし、少子化対策の更なる抜本強化とこれまでの延長線上にはない規模の安定した財源の確保が必要！

少子化対策の抜本強化に向けた「5つの重点施策」

人口減少の負のスパイラルをプラスのスパイラルに転換！



A 地域地域に、産業振興による安定した雇用を創出する

B 若者の地方からの流出の防止や移住の促進などにより新しい人の流れをつくる

D 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える

C 特に、出生率の高い地域で若者を定着・増加させる

結 婚

【重点施策 1】

結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化
- ◆ 社会全体で若い世代の結婚を応援する気運の醸成に向けた施策の強化
- ◆ 地域少子化対策重点推進交付金の充実

妊 娠 ・ 出 産

【重点施策 2】

妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ ライフプランの形成促進
- ◆ 不妊治療への支援の拡充
- ◆ 小児・周産期医療の充実

子 育 て

【重点施策 3】

子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減
- ◆ 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充
- ◆ 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

【重点施策 4】

子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

- ◆ 完全実施に向けた1兆円超の財源確保 ◆ 様々な課題の改善の方策等の検討

【重点施策 5】

働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

- ◆ 結婚や子育ての希望をかなえられる処遇の改善 ◆ 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた気運の醸成

官民協働による、社会全体で結婚から子育てまでを応援する気運の醸成

少子化対策の充実強化(1)

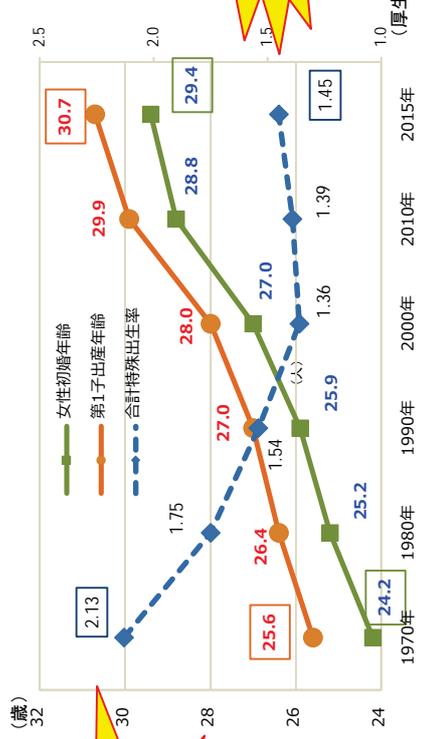
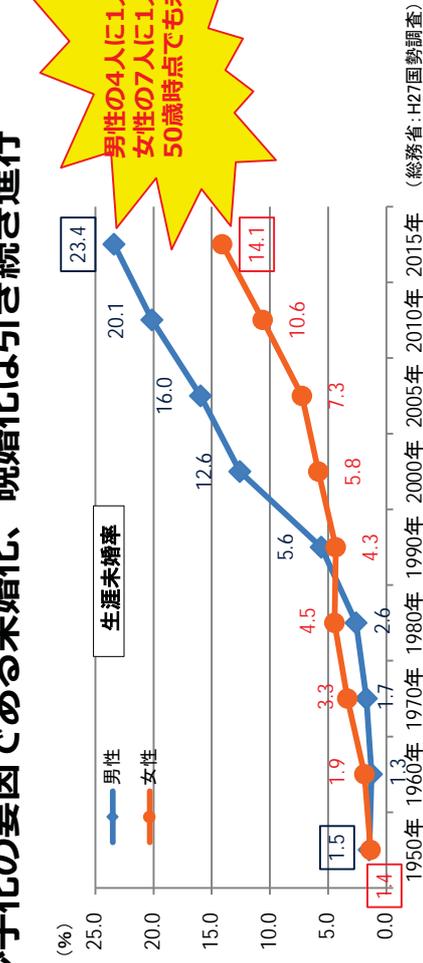
1. これまでの歩み

全国知事会による少子化非常事態宣言（平成26年7月）やこれまでの政策提言により、少子化対策が国家的課題として国の施策に位置付けられ、地域少子化対策重点推進交付金が国の当初予算に計上されるなど、国と地方が総力を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組んできた。

しかしながら、さらなる対策の強化が求められる状況。

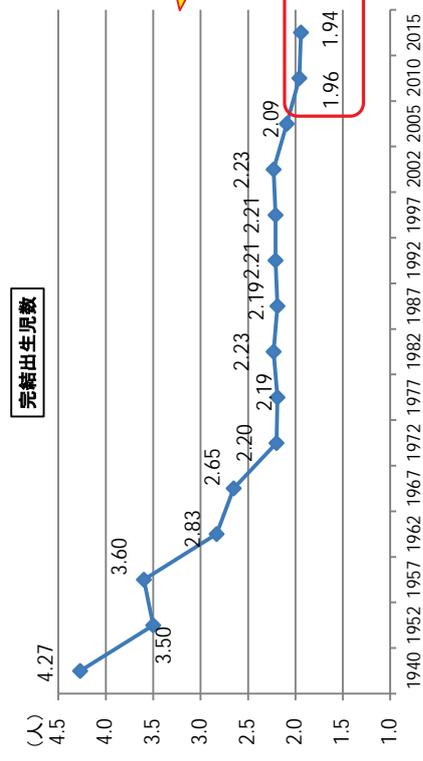
2. 少子化の現状

- 平成28年の全国の出生数は、過去初めて100万人を下回る厳しい結果
- 少子化の要因である未婚化、晩婚化は引き続き進行



- 晩婚化などの影響により、安定していた完結出生児数までも低下

※完結出生児数とは結婚持続期間15～19年夫婦の平均子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数とみなされる



少子化対策の充実強化(2)

3. 未婚化・晩婚化対策の充実・強化に向けて

○結婚支援の推進

〈例：結婚支援センターの設置 33 道府県〉

- ・ 国の対策の強化等により、出会いの機会の拡充などライフステージの早い段階での取組が着実に進んできた。
- ・ これまでの成果を活かして、引き続き、結婚支援など対策を継続・強化していく。

<提言> 「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充

- ・ 当初予算規模の拡充と補助率の引き上げ
- ・ 複数年事業及び子育て期全般に関する取組の対象事業への追加 など

○未婚化・晩婚化の背景となる様々な負担の軽減

- ・ 完結出生見数までもが低下する中、子育ての負担（経済、育児、キャリア継続）について、もう一段踏み込んだ対策を講じるべき。

とりわけ、今年度は、子育ての経済的負担、仕事と育児の両立支援に重点を置き、以下の点について重点的に提言する。

<提言①> 幼児教育・保育の無償化を含めた子育て世帯の負担軽減【別紙】

<提言②> 働き方改革の実現（子育ての負担のシエア、キャリアへの不安の解消）【別紙】

◆理想の子どもの数を実現できない要因

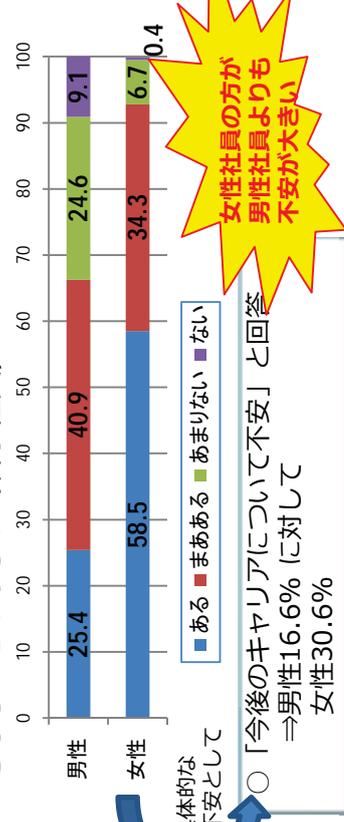
「理想」と「予定」に乖離がある理由	理想1人 予定0人	理想2人 予定1人	理想3人 予定2人
欲しいけれどもできないから	74.0%	34.8%	9.8%
高年齢で生むのは嫌だから	39.0%	42.4%	38.1%
健康上の理由から	24.7%	17.5%	14.7%
子育て・教育にお金がかかりすぎる	15.6%	43.8%	69.8%
これ以上の育児負担に耐えられない	9.1%	14.1%	21.0%

理想の子どもの数 2.32人
→ 予定する子どもの数 2.01人

晩産化の影響を除くと、
経済・育児の負担が
理由の大半を占める

◆キャリア継続

○子どもを育てながら仕事を継続するに当たって、不安を感じることはあるか（若手社員）



ライフステージごとの対策（国の施策※主なもの）

出会い・結婚

- <結婚資金> 税制改正
 - 結婚子育て資金一括贈与非課税制度
- <住居> 家賃支援など
 - 結婚に伴う経済的負担を軽減するための新生活支援【交付金】
 - 家賃低廉化支援
- <働き方> 雇用対策
 - 若年雇用対策の推進のための法整備等

地域少子化対策重点推進交付金も積極的に活用

妊娠・出産

- <欲しいけれどもできない> 医療費軽減
 - 不妊治療費用
- <その他>
 - 妊婦検診※地財措置
 - 出産育児一時金

経済

- <したいけれどもできない> 自治体による機会創出【交付金】
 - 結婚支援センターなどの開設等
 - 支援を行うボランティアの育成
- <働き方等> 自治体による機運醸成【交付金】
 - 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とした子育てで温かい社会づくり、機運醸成
 - ライフプランニング（セミナー開催）

その他

子育て

- <子育てや教育にお金がかかりすぎる>
 - 児童手当
 - 高等学校等就学支援金制度
 - 特定扶養控除
 - 結婚子育て資金一括贈与非課税制度

育児負担（保育など）

- <育児負担（保育など）>
 - 子ども子育て支那制度
 - 子育て支援/スポーツ事業
 - キャリア負担（企業支援）
 - 両立支援/減価金など

◆理想の子どもの数を実現できない要因（再掲）

「理想」と「予定」に乖離がある理由	理想1人	理想2人	理想3人
欲しいけれどもできないから	74.0%	34.8%	9.8%
高齢で生むのは嫌だから	39.0%	42.4%	38.1%
健康上の理由から	24.7%	17.5%	14.7%
子育て・教育にお金がかかりすぎる	15.6%	43.8%	69.8%
これ以上の育児負担に耐えられない	9.1%	14.1%	21.0%

完結出生児数減少の背景には、子育て負担が直ちに取組むべき。

ライフステージ（前段）

- 直ちに取組むべき施策を速やかに実施
- 優良事例の全国展開が進む など

大いに前進

強化に取り組む！

地域の実情や多様な生き方に応じた未婚化・晩婚化対策の強化

ライフステージ（後段）

- 【出産・妊娠】 不妊治療への支援が拡充
- 【子育て】 段階的な幼児教育・保育の無償化、高齢者からの所有資産の移転促進等の施策が充実 など

子育て負担の軽減に取り組む！

完結出生児数の現状に鑑みる時、以下の視点が重要

- ① 子育て中の夫婦に対する一層の支援
- ② 未婚化・晩婚化の背景にある子育て期の負担軽減

「今年度のポイント」

- ① 幼児教育・保育の無償化を含めた子育て世帯の負担軽減
- ② 働き方改革の実現（子育ての負担のシエア、キャリアへの不安の解消）

【提言①】 幼児教育・保育の無償化を含めた子育て世帯の負担軽減に向けて

現状と課題

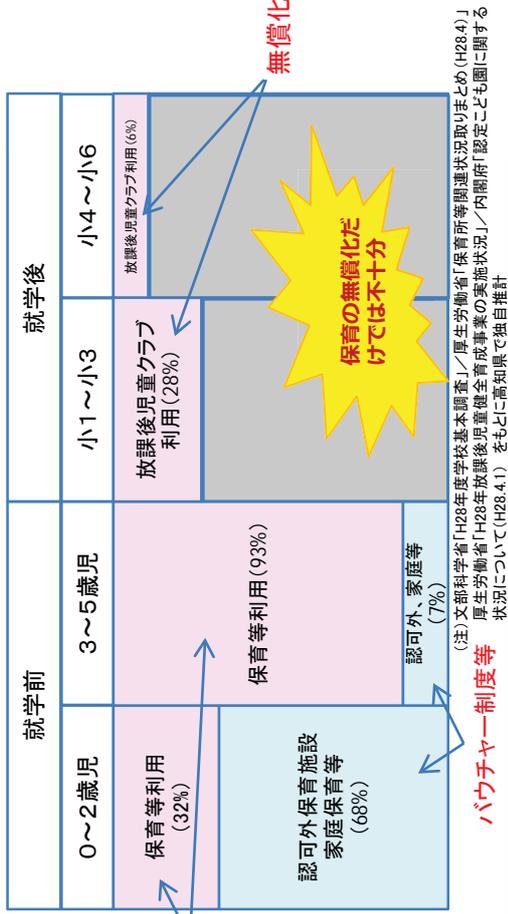
◆ とりわけ負担の大きい子どもの教育費用 (H26:万円)

	教育費	
	公立	私立
幼稚園	66	149
小学校	193	922
中学校	145	402
高等学校	123	299
大学 (学費、住居・食費、その他生活費等)	600	791
計	1,127	2,563

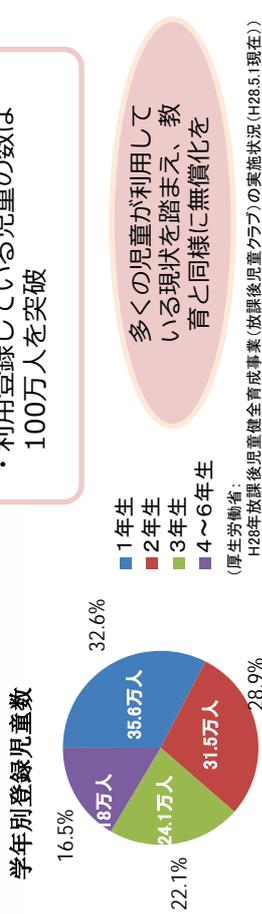
◆ 全て公立でも
1千万超！
私立ならさらに
負担増！！

(幼稚園～高等学校：
文部科学省「H26子どもの学習費調査」
大学：日本学生支援機構「H26学生生活調査」)

◆ より多くの子育て世帯が負担軽減を享受できる仕組みを



◆ 放課後児童クラブの登録児童数



提言：幼児教育・保育の無償化を含めた子育て世帯の負担軽減

- 保育士の処遇改善を含めた待機児童の解消を図った上で、幼児教育・保育の無償化は、早期に実現すべき課題
- ▲ 政府における幼児教育・保育の早期無償化の実現を目指した議論に大いに期待
- その際、負担軽減と幼児教育・保育の質の確保、量的充実について、ベストミックスを図ることが必要
- より多くの子育て世帯が負担軽減を享受できる仕組みが必要

■ 導入の方法

- 1 保育料の無償化を早期に実現
- 2 保育所等を利用していない家庭への対策も必要

① 待機児童対策を着実に推進

② 0～2歳児では、保育所等を利用しない家庭が7割
保育料の無償化だけでは不十分

認可外保育施設等の利用、家庭での保育を行う家庭へのバウチャー等の配布等の支援を実施

(対象者) 保育料の無償化の対象とならない0～5歳の子どものいる家庭
(使途) 認可外保育施設やベビーシッター、一時預かり等

- 3 さらに、切れ目なく子育て家庭を応援するため小学生への対策も必要

○ 放課後児童クラブ利用料の無償化

◆ 0～5歳

認定こども園、幼稚園、認可保育所等	左記以外
無償化	バウチャー制度

◆ 6～11歳

放課後児童クラブの無償化

※所得制限については財源も含めて検討が必要

■ 財源

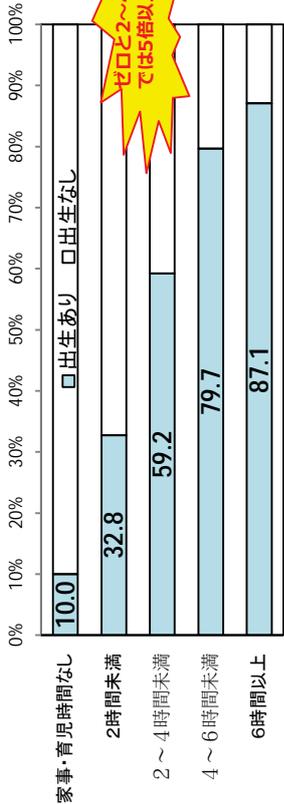
○ 無償化の財源の検討にあたっては、上記の視点も含めること

【提言②】働き方改革の実現～子育ての負担のシエア、キャリアへの不安の解消～（1）

子育ての負担をシエアする

◆ 育児の負担軽減には夫の家事・育児参加が欠かせない

夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



(厚生労働省・H27第14回21世紀成年者継続調査)

◆ 日本の男性の育児休業取得率は依然として低水準

国名	育児休業取得率(男)	合計特殊出生率(2015)
日本	3.2%	1.45
スウェーデン	90.0%	1.85
ノルウェー	94.0%	1.75

(厚生労働省 労働政策課雇用均等分科会資料(H20.9.26/128.10.29)/H17年度雇用均等基本調査 内閣府H29年少子化率対策白書「世界銀行 Data indicators」)

- 育児休業取得期間 男性は5日未満が最も多く、1カ月未満が8割
- 一方で子どものいる男性の3割が育児休業の取得を希望

(内閣府H17年度調査「少子化社会に関する国際意識調査報告書」)

◆ 育児休業を取得しなかった理由

男性正社員	
職場が育児を取得しづらい雰囲気だった	26.6%
会社で育児制度が整備されていなかった	26.0%
残業が多い等、業務が多忙であった	21.2%
休業取得による所得減等の心配があった	18.5%

育児休業を利用しやすい制度と職場の環境づくりを

(厚生労働省H27年度「仕事と家庭の両立支援に関する実態把握のための調査研究事業報告書 労働者アンケート結果」)

提言：男性の育児参加を促進する仕組みの導入

- 子育ての負担が女性に偏っている現状を変え、男性が進んで育児に参加できる環境づくりが必要

■ 日本版「パパ・クオータ制」の導入の検討

○ 北欧では、「パパ・クオータ制」の導入により、男性の育児休業取得率アップを実現

○ 我が国においても導入を検討すべき

■ 父親の一定期間の休業取得を条件として、育児期間の延長や給付金の支給割合の引き上げを行うなど、男性の育児取得を促進する仕組みを！

例えば.....

	現行	改善例
育児休業取得者	父母どちらか一方	両親とも育児休業を取得（パパママ育休プラス）
期間	子が1歳に達する日まで ※保育所に入れない場合など →1年6カ月（H29.10～2年）	1歳2ヶ月まで延長可能 ※1人が取得できる期間 1年間 （女性は出生日以後の産休期間含む）
育児休業給付金	賃金月額67% 休業開始から6カ月経過後は50%	同左（各自） 賃金月額の67%±α （父の取得期間に応じて漸増）

男性は育児期間「5日未満」が56.9%
まずは1月を目標

待機児童の9割近くが0～2歳児であるとの観点から

○ また、父親の短時間勤務の促進として

- 一定期間の短時間勤務を条件に
 - 父の短時間勤務にかかる減給に対する支援

○ 企業等が上記に該当する従業員の代替要員を確保する場合の支援として

- 「両立支援等助成金」の拡充
 - ・ 対象：中小企業のみ⇒すべての企業
 - ・ 助成金（1人当たり）：47.5万円⇒額の引き上げ

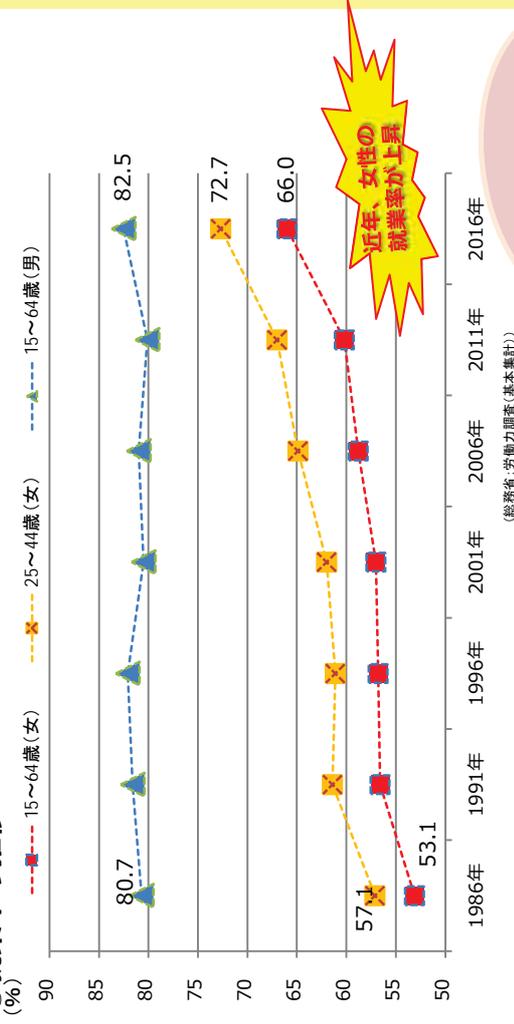
※ 財源については、公費の負担率の引き上げに加え、雇用保険料の引き上げなど社会全体で分かち合うことも必要

【提言②】働き方改革の実現～子育ての負担のシェア、キャリアへの不安の解消～（2）

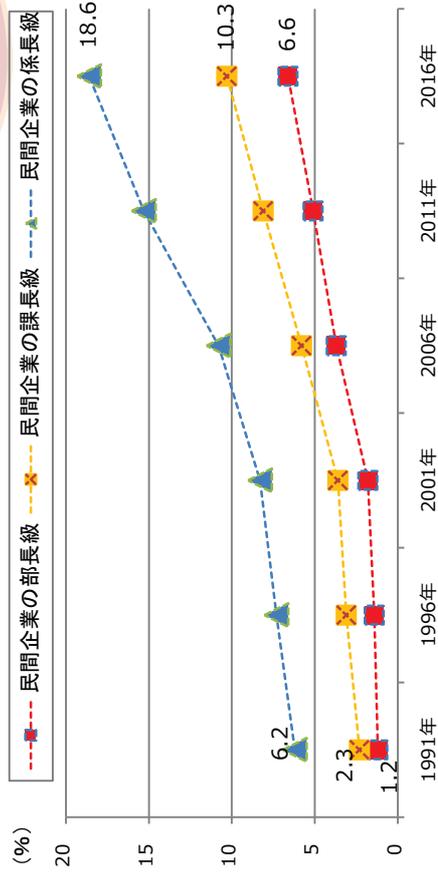
キャリアへの不安を解消する

◆女性の就業が拡大し、指導的地位にある女性も増加

○就業率の推移



○階級別役職者に占める女性の割合の推移（常用雇用者100人以上雇用する企業）



出産と育児がキャリア形成にプラスとなる働き方が必要

提言：女性のキャリア形成に対する支援の拡充

- 出産や育児に伴う休業が、「キャリア形成にとってマイナスになるのではないか」との不安を解消することが必要



■ 早期の職場復帰をサポートする企業・団体等への支援

- 育児休業明けの女性がテレワークなど柔軟な働き方を選択できる環境整備を行う企業・団体等への助成の拡充
 < 「両立支援等助成金」へネット環境の整備等を追加 >
- 残業や夜勤等においてベビーシッターを利用した際に支援を行う企業・団体等への助成の拡充
 < 「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」の助成額の拡充 >

■ 育児休業期間中の女性のスキルアップ（資格の取得等）をサポートする企業・団体等への支援

- 育児休業期間中の女性が通信制講座（大学）やeラーニングを受講する際に受講料等を支援する企業・団体等への助成の新設
 < 「両立支援等助成金」へメニューを追加 >

希望に応じて

- ・ 受講時にベビーシッターを利用したい方に対して……
 - ▣ 育児休業期間中でもベビーシッター利用ができるよう「企業主導型ベビーシッター利用支援事業」の対象を拡充！
- ・ 子どもが2歳になるまで育児休業とスキルアップを両立したい方に対して……
 - ▣ 育児休業期間の延長（1年⇒2年）と育児休業給付金の支給！

子どもたちの厳しい状況

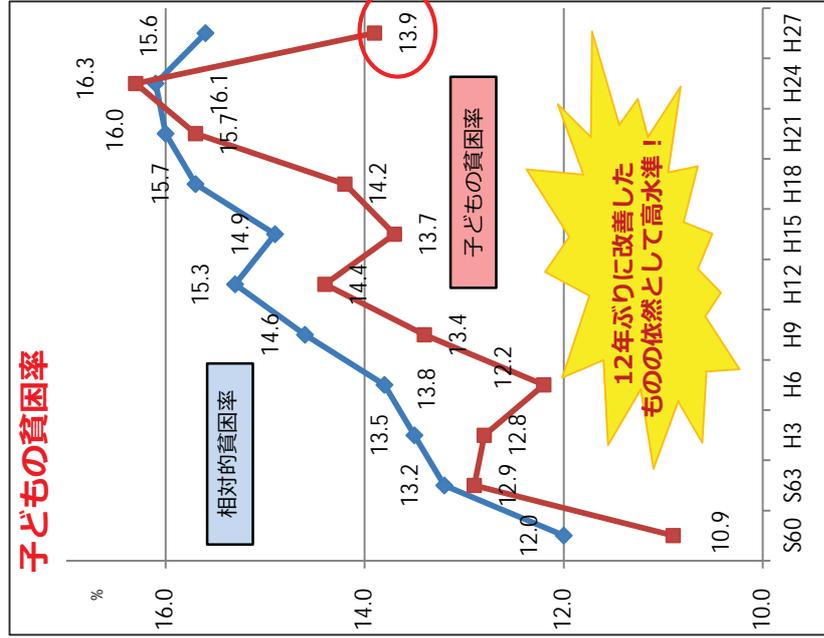
経済的な面では

- 17歳以下の子どもたちの貧困率は13.9%
約7人に1人の子どもが貧困の状態
- 子どもがいる現役世帯のうち
大人が一人の世帯の貧困率は50.8%

経済的な要因のみならず

- 家庭の教育力の低下
- 地域の見守り機能の低下 など

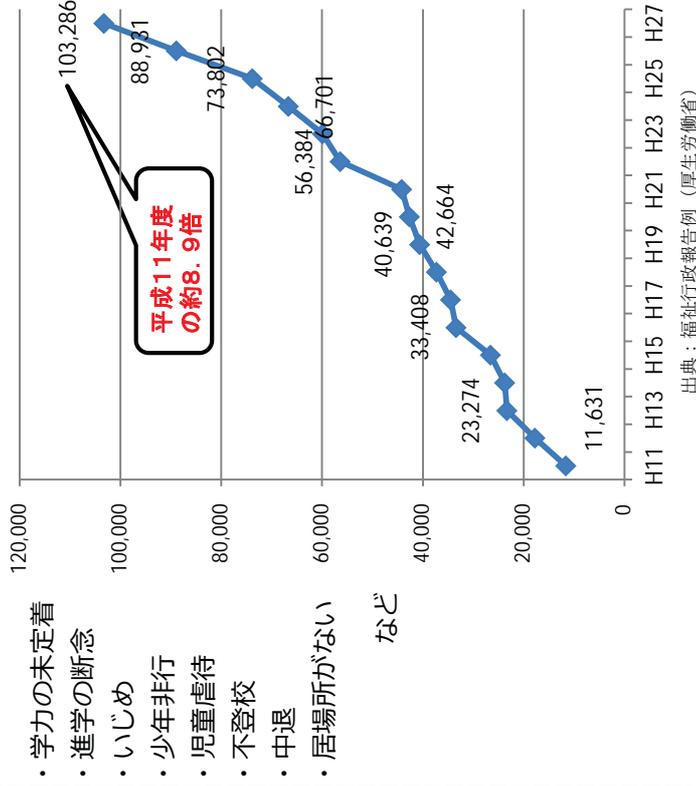
子どもの貧困率



出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

子ども一人ひとりが様々な厳しさに

児童虐待相談対応件数の推移



- 学力の未定着
- 進学への断念
- いじめ
- 少年非行
- 児童虐待
- 不登校
- 中退
- 居場所がない など

出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

提言

- 幼少期においては、生活や就労面などを中心に保護者への手厚い支援策の充実
- 学齢期を重ねるに従って、学びの場や居場所づくりなどといった子どもたち自身を見守り育てる支援策の充実

1. 保護者等への支援策の抜本強化 ～自立支援等による好循環の創出～
2. 子どもたちへの支援策の抜本強化 ～学ぶ意欲を支える学習支援等～
3. 都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援

【提言①】地域子供の未来応援交付金の拡充

- 19 道府県で交付金を活用（実態調査や、セミナーの開催など関係団体の連携強化 等）



■ さらに活用を広げていくためには、交付金の拡充が必要！

「交付金の課題」

- 補正予算での対応  地域ネットワークを形成しても継続的な支援がない
- 自治体の直接実施する事業のみが対象  地域の団体への補助は対象にならない
- 個人給付に該当する事業は対象外  地域の実情に応じた施策が困難となっている

＜具体的提言＞

- ◆ 交付金の恒久化（当初予算化）！
- ◆ 交付金の対象事業の拡大！

例)

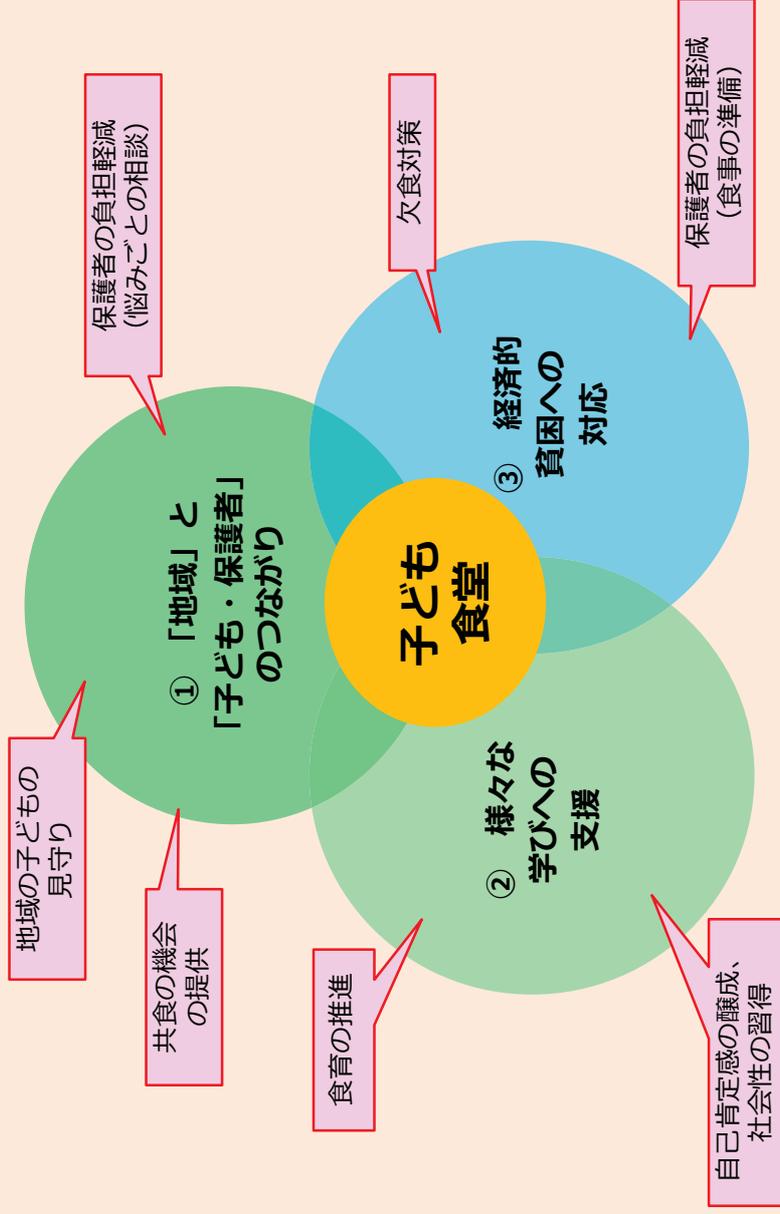
- ・ 子ども食堂の運営をはじめとする「厳しい環境にある家庭を支援する団体」への補助
- ・ 子ども食堂でのインターネット環境整備への補助
- ・ 経済的に厳しい家庭の子どもが「学習塾や地域のスポーツクラブ、文化的な習い事」を行う際の支援 など

【提言②】子どもの居場所の確保・充実～子ども食堂への支援～

子ども食堂は、

- 食の提供を行う取組
- 地域住民・団体の自主的、主体的な取組
- 地域の大人たちや年代の異なる子どもたちが交流できる場であり、子どもの貧困対策として必要な3つの施策（※）として有効

※①「地域」と「子ども・保護者のつながり」、②様々な学びへの支援、③経済的貧困への対応



＜具体的提言＞

- ◆ 「子ども食堂」への財政面も含めた包括的な支援とその恒久化！
※自治体と連携した「子ども食堂」の取組を子供の未来応援交付金の対象に！
- ◆ 子ども食堂への全国レベルでの食材供給の仕組みの構築！

次世代を担う「人づくり」に向けた 少子化対策と子どももの貧困対策の抜本強化

29.7.27 全国知事会

～ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の充実と
厳しい環境にある子どもや保護者等への支援策の抜本強化 など ～

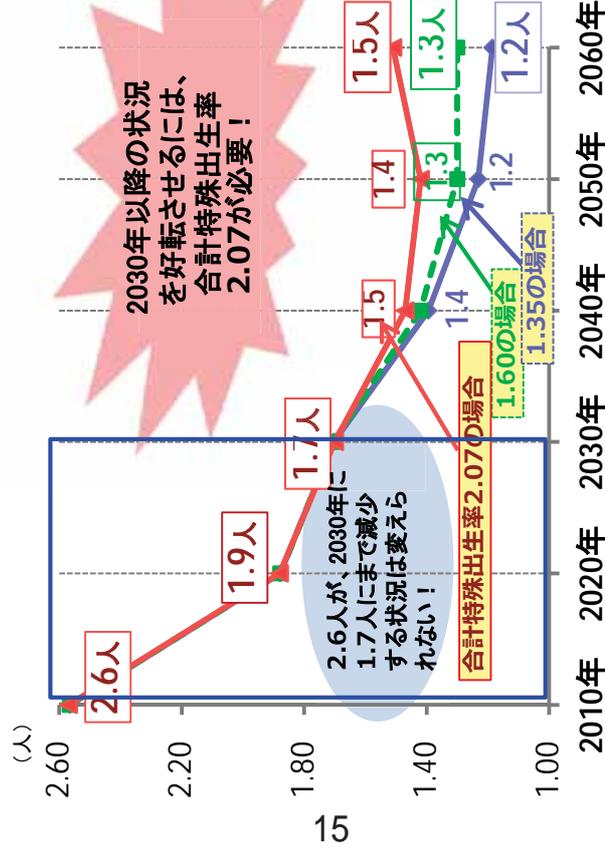
【提言集】

少子化は国家的な危機をもたらす課題

少子化の問題は、1970年代には顕在化していたにも関わらず、その取り組みは諸外国と比較しても1世代遅れており、深刻さを増している。

このまま出生率が大きく改善しなければ、今の子どもたちが社会を支える時代には、我が国全体の活力が失われる。

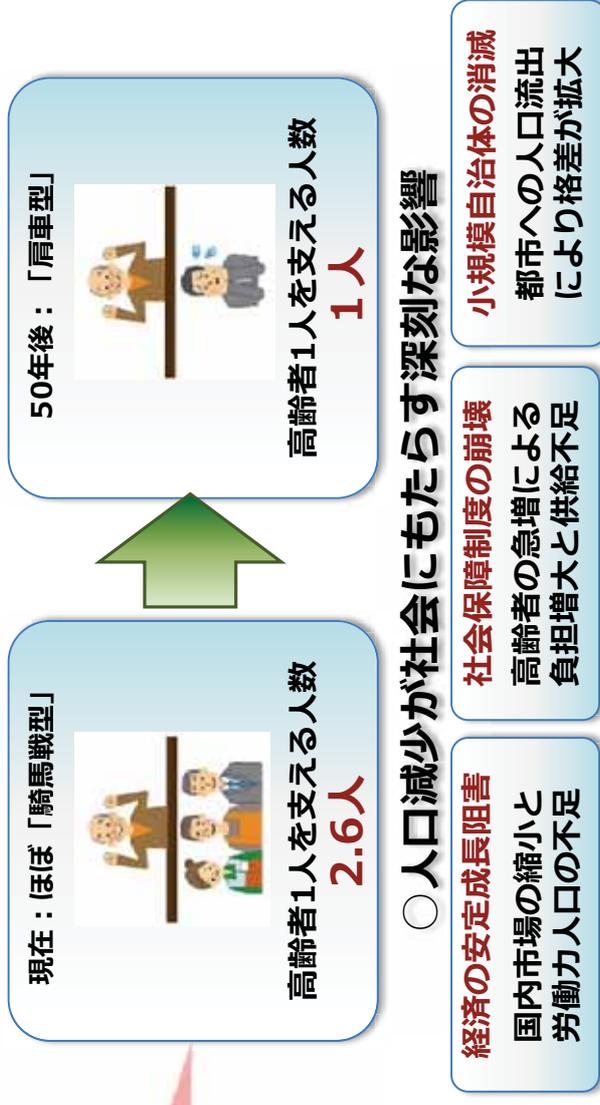
○ 高齢者1人を支える現役世代の人数



(注)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月)を基に推計
(1.35の場合:中位推計、1.60の場合:高位推計、2.07の場合:中位推計をもとに高知県で独自推計)

【高齢世代と現役世代の比率変化 (イメージ)】

(65歳以上) (20~64歳)



少子化による人口減少問題の克服に向けて、国を挙げた少子化対策に、今こそ大胆かつ長期的に取り組みなければならぬ！

そのためには、出生率を回復させた諸外国の例も参考にし、少子化対策の更なる抜本強化とこれまでの延長線上にはない規模の安定した財源の確保が必要！

少子化対策の抜本強化に向けた「5つの重点施策」

人口減少の負のスパイラルをプラスのスパイラルに転換！



A 地域地域に、産業振興による安定した雇用を創出する

D 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える

B 若者の地方からの流出の防止や移住の促進などにより新しい人の流れをつくる

C 特に、出生率の高い地域で若者を定着・増加させる

結婚

【重点施策1】

結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化
- ◆ 社会全体で若い世代の結婚を応援する気運の醸成に向けた施策の強化
- ◆ 地域少子化対策重点推進交付金の充実

妊娠・出産

【重点施策2】

妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ ライフプランの形成促進
- ◆ 不妊治療への支援の拡充
- ◆ 小児・周産期医療の充実

子育て

【重点施策3】

子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減
- ◆ 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充
- ◆ 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

【重点施策4】

子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

- ◆ 完全実施に向けた1兆円超の財源確保 ◆ 様々な課題の改善方策等の検討

【重点施策5】

働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

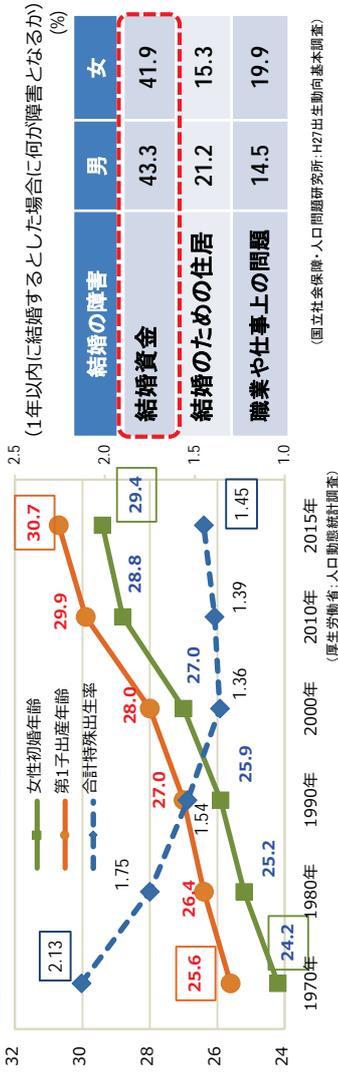
- ◆ 結婚や子育ての希望をかなえられる処遇の改善 ◆ 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた気運の醸成

官民協働による、社会全体で結婚から子育てまでを応援する気運の醸成

【少子化対策・重点施策1】結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

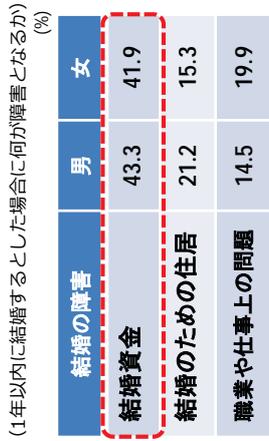
○未婚化・晩婚化・晩産化の進行

・男性の4人に1人、女性の7人に1人が50歳時点でも未婚



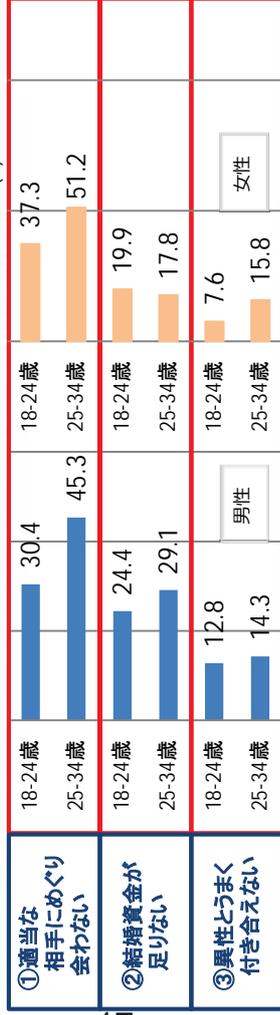
○結婚への障害は「結婚資金」が最多

・未婚女性の89.3%、未婚男性の85.7%が「いずれは結婚したい」と希望



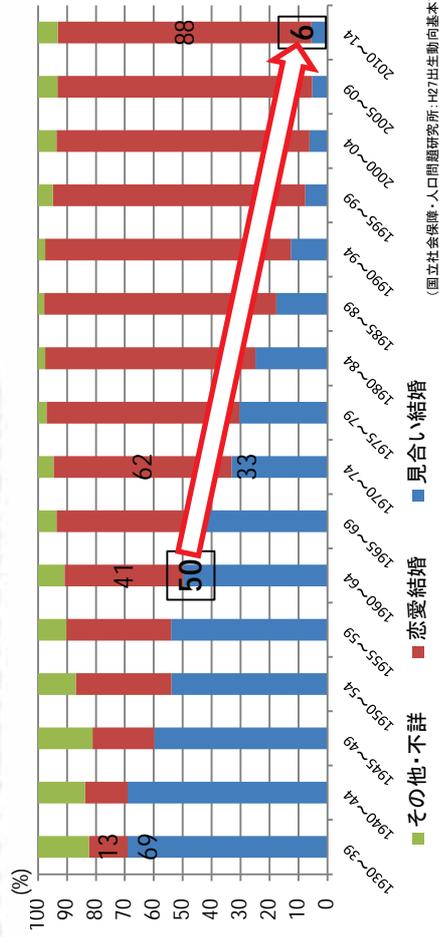
(国立社会保険・人口問題研究所: H27出生動向基本調査)

○結婚できない理由は「適当な相手にめぐり会わない」が圧倒的



(国立社会保険・人口問題研究所: H27出生動向基本調査)

○この50年で結婚のきっかけには大きな変化!



(国立社会保険・人口問題研究所: H27出生動向基本調査)

(1) 地域少子化対策重点推進交付金の充実を!

① 当初予算規模の拡充と補助率の引き上げを

- 多様な生き方を尊重し、地域の実情に応じた自治体の取組への支援をさらに継続・強化すべき
- 自治体と連携した企業・団体等の自主的な取組に対する支援の充実

② 運用の弾力化を

- 乳児期のみならず子育て期全般に関する取組を対象事業に追加
- 結婚支援センターの運営など複数年度にわたる取組を対象とし、必要な財源を確保
- 対象事業に関する情報提供・審査基準の明確化

(2) 社会全体で若い世代の結婚や子育てを応援する気運の醸成に向けた施策の強化を!

- 企業・団体が自治体と連携して行う結婚支援や子育てを応援する取組を交付金の対象事業に追加 ~ 『民』の自主的な取組にもスコープを広げる~

○働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行 (※重点施策5)

長時間労働の是正、女性の復職・再就職への支援の拡充、キャリア形成支援、リカレント教育の受講支援

(3) 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化を!

・結婚新生活支援事業の更なる充実

・結婚費用の無利子貸付制度の創設、結婚一時金の創設

・従業員の奨学金返還を助成する企業への助成

・結婚する若者の住宅確保への支援、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援

・若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規職員の正規職員への転換や待遇改善施策の充実 (※重点施策5)

【少子化対策・重点施策2】妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

第1子の壁

欲しいけれどもできない

○母の年齢と自然流産率

厚生労働省「不妊に悩む方への特定治療支援事業等」のあり方に関する検討会「報告書から抜粋」

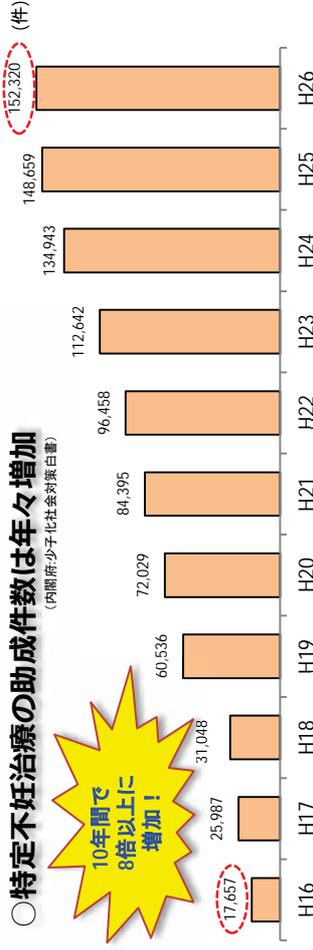
年齢区分	妊娠例数	自然流産例数	自然流産率(%)
24歳以下	90	15	16.7
25～29歳	673	74	11.0
30～34歳	651	65	10.0
35～39歳	261	54	20.7*
40歳以上	92	38	41.3*
合計	1,767	246	13.9

*25～29、30～34歳の群と比較して有意差あり (p<0.01)

資料：産婦人科1988.1～1991.7子一
母体年齢と流産 周産期医学vol.21 no.12,1991-12

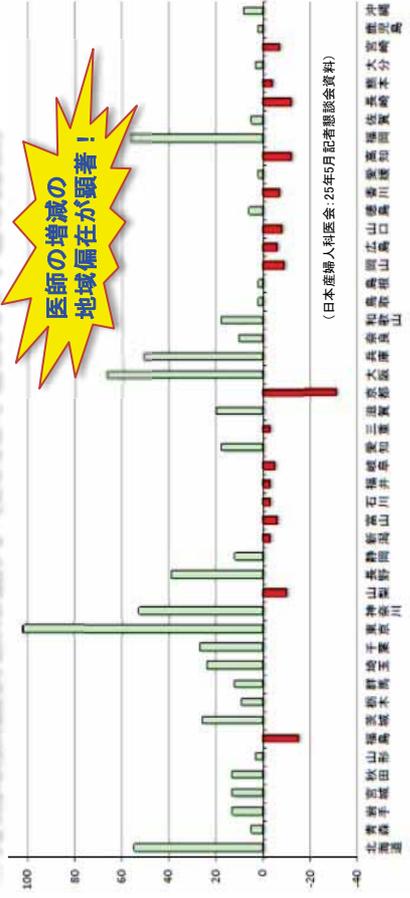
○特定不妊治療の助成件数は年々増加

(内閣府「少子化社会対策白書」)



10年間で8倍以上に増加!

○分娩取扱医師数の動向 (2012年と2006年との比較)



(1) ライフプランの形成促進を!

- ・諸外国の例を参考にした、国レベルでの妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発の実施
- ・企業等によるキャリア形成の支援

(2) 不妊治療への支援の拡充を!

- ・不妊治療の治療日数に応じた休暇制度の創設
- ・特定不妊治療の助成額引上げや助成回数上限の緩和 (例えば第2子以降)、一般不妊治療への助成、不妊治療の保険適用化 及びがん患者の治療前精子・卵子の保存や不育症の治療に係る助成の検討

(3) 小児・周産期医療の充実を!

- ・地域医療介護総合確保基金などの財源の安定的確保と、制度の柔軟な活用による人材確保と環境整備
- ・離島等遠隔地から妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への支援
- ・大学や地域の教育病院等への人的・財政的支援による医師確保対策の強化

【少子化対策・重点施策3】子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

第2子の壁

子育てや教育にお金がかかりすぎる

○ とりわけ負担の大きい子どもの教育費用 (H26:万円)

教育費		公立	私立
合計	1,127	2,563	
内			
幼稚園	66	149	
小学校	193	922	
中学校	145	402	
高等学校	123	299	
大学(学費・住居等)	600	791	

全て公立でも
1千万円超！
全て私立なら
約2千5百万円超！

(幼稚園～高等学校:文部科学省「H26子どもの学習費調査」 / 大学:日本学生支援機構「H26学生生活調査」)

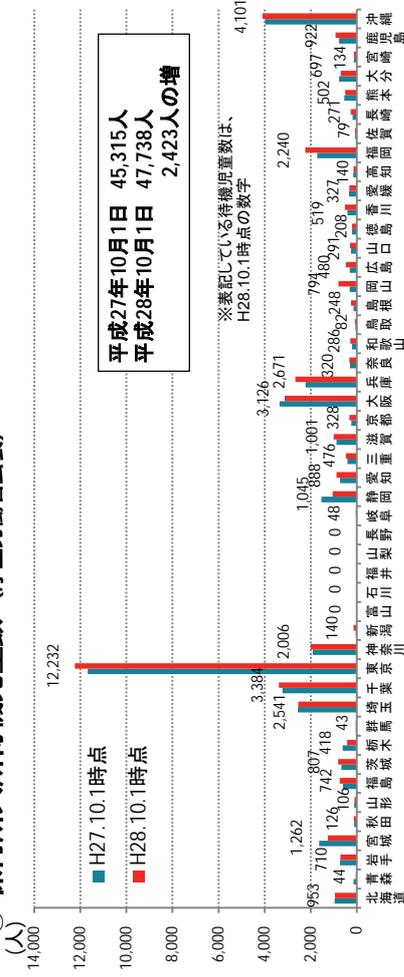
第3子の壁

経済的要因(7割)に加え育児負担や仕事の問題が増加

「理想」と「予定」に乖離がある理由	理想2人 予定1人	理想3人予 定2人
子育て・教育にお金がかかりすぎる	43.8%	69.8%
高齢で生むのは嫌だから	42.4%	38.1%
欲しいけれどできないから	34.8%	9.8%
これ以上の育児負担に耐えられない	14.1%	21.0%
仕事に差し支える	11.8%	18.7%

(国立社会保険・人口問題研究所「H27出生動向基本調査」)

保育所入所待機児童数 (厚生労働省公表)



(1) 地域少子化対策重点推進交付金の対象事業の拡大を！

○ 乳児期のみならず子育て期全般に係る取組の対象事業への追加 <再掲>

(2) 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減を！

提言①

- 幼児教育・保育の無償化の早期実現
- 保育等を利用していない家庭への支援
- 放課後児童クラブ利用料の無償化
- 病児保育利用料の無償化に向けた財政支援の実施
- 給付型奨学金の対象者及び支給額の拡充
- 全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設
- 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らずすべて廃止
- 子育て世帯への低廉で良質な住まいの提供
子育て世帯の住宅確保への支援、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援 など
- 企業における家族手当の拡充
- 特定扶養控除の対象拡大・増額
- 多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討
育児支援諸費用の税額控除制度の創設、所得税の世帯単位課税、年金の割増給付 など

(3) 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充を！

- 待機児童の解消に向けた対策の抜本強化と加速化
保育士等の処遇改善とキヤリアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実、保育士の資格試験の機会の拡充による保育士確保、看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度導入等による潜在保育士の就職・再就職支援の強化、保育士修学資金貸付事業の当初予算化、保育の質の確保を含めた受け皿の拡大、多様な保育サービスを確保するための保育士配置への十分な財政措置、保育所等の整備に関する地方への財政的支援の確実な確保及び土地利用に関する税制優遇措置の創設 など
- 病児保育事業などの保育サービスの拡大
病児保育事業に係る医師や看護師、保育士の人材確保、スキルアップへの支援及び安定的運営に必要な基本単価の増額、ファミリー・サポート・センター事業の一層の拡充に向けた要件緩和

(4) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直しを！

(※重点施策5)

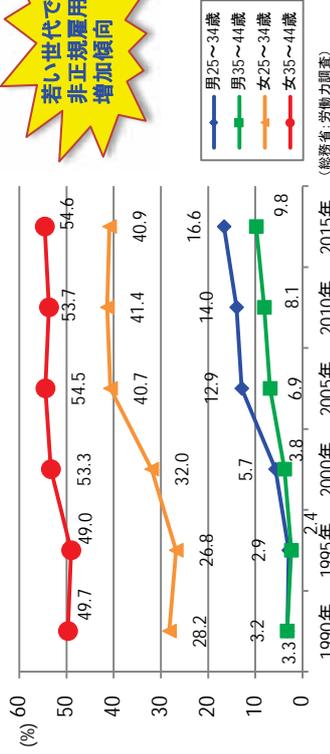
【少子化対策・重点施策4】子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

- 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源確保
- 新制度に係る様々な課題の改善方策などの継続的な検討
(例) 3歳未満の在宅育児家庭の子どもに対する支援 など

【少子化対策・重点施策5】働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

非正規雇用の増加

○25~44歳の非正規雇用割合



若い世代でも非正規雇用が増加傾向

労働時間

○週60時間以上の男性就業者の割合 (2016年)

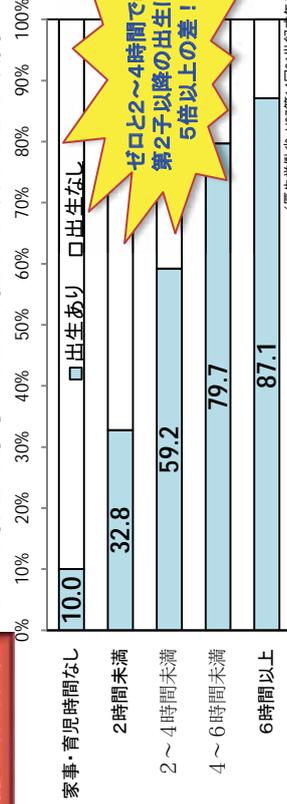
年齢	割合	年齢	割合
20歳代	9.9%	50歳代	12.4%
30歳代	15.1%	60歳以上	6.7%
40歳代	15.7%	全体	12.2%

(総務省・労働力調査)

30代、40代は他の年代に比べ高い水準!

男性の育児参加

○夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



ゼロと2~4時間では、第2子以降の出生には5倍以上の差!

(1)若者の労働環境の改善

- 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援
- 非正規職員の正規職員への転換や待遇改善策の充実

(2)仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直しを! 提言②

○男性の育児参画を促進する仕組みの導入と仕事と子育てを両立できる職場環境づくり

- ・育児休業制度の拡充等

日本版「パパ・クオータ制」の導入の検討、育児休業取得期間の延長と育児休業給付金の支給割合の引上げ、短時間勤務にかかる減給に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充

- ・長時間労働の是正
- ・イクボス(仕事と生活の調和推進リーダー)の取組の推進
- ・男性の家事・育児参画促進の取組強化
- ・配偶者の出産直後の休暇を含む休暇制度の充実と制度を利用しやすい職場風土の醸成

地域少子化対策重点推進交付金の充実

○女性のキャリア形成に対する支援の拡充

- ・育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰をサポートする企業・団体への支援
- ・企業主導型ベビーマッサージ利用者支援事業の拡充、育児休業取得期間の延長と育児休業給付金の支給割合の引上げ(再掲)、テレワークなど柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ・女性の復職・再就職への支援の拡充、リカレント教育の受講支援

子どもの貧困対策の推進 ～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～

子どもたちの厳しい状況

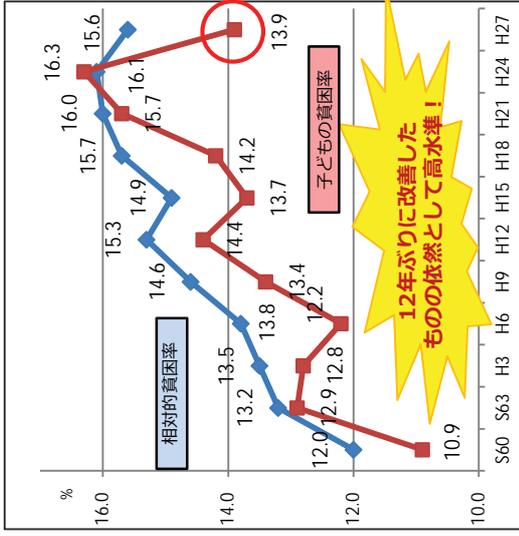
経済的な面では

- 17歳以下の子ども貧困率は13.9%
約7人に1人の子どもが貧困の状態
- 子どもがいる現役世帯のうち
大人が一人の世帯の貧困率は50.8%

経済的な要因のみならず

- 家庭の教育力の低下
- 地域の見守り機能の低下 など

子どもの貧困率

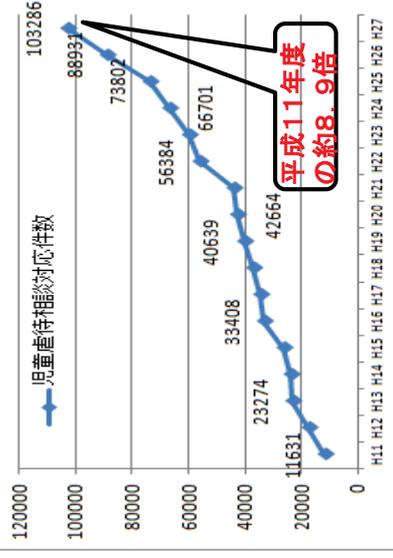


【出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）】

子ども一人一人が様々な厳しさに

- 学力の未定着
- 進学の見込み
- いじめ
- 少年非行
- 児童虐待
- 不登校
- 中退
- 居場所がない など

児童虐待相談対応件数の推移



子どもの貧困問題は社会にとっても大きな損失

- 子どもの貧困の放置による社会的損失 4兆円
(15歳の1学年のみの試算) 日本財団H27.12月レポート

【出典：福祉行政報告例（厚生労働省）】

一人一人の子どもたちが、自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる環境整備が急務

- ◆ 子どもたち一人一人の将来のために、貧困の世代間連鎖を解消することは国全体で取り組むべき喫緊の課題！
- ◆ 取組の成果は、社会全体に様々な面で大きなプラスの効果をもたらす！
- ◆ 社会全体で厳しい環境にある子どもたちに目を向け、子どもたちの健やかな成長を見守ることが必要！

子どもの貧困対策の推進

～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～

一人一人の子どもたちが、夢と希望を持って、安心して育つことのできる環境整備を進めるためには、**子どもたちの発達や成長の段階に応じた、きめ細かな総合的な支援策の充実・強化が必要**

- 幼少期においては、生活や就労面などを中心に保護者への手厚い支援策の充実
- 学齢期を重ねるに従って、学びの場や居場所づくりなどといった子どもたち自身を見守り育てる支援策の充実

重点 施策 1

1 保護者等への支援策の抜本強化 ～自立支援等による好循環の創出～

- (1) 保護者の子育て力の向上
 - ① 就学前の子どもの保護者への個別支援の充実
 - ② 親支援・親育ての促進
- (2) 母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止
 - ① 子育て世代包括支援センターの設置促進
 - ② 市町村の子ども家庭相談体制の強化
 - ③ 児童相談所の体制強化
 - ④ 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進
- (3) 住まい・就労・生活への支援
 - ① ひとり親家庭への支援策の更なる拡充
 - ② 母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実



重点 施策 2

2 子どもたちへの支援策の抜本強化 ～学ぶ意欲を支える学習支援等～

- (1) 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化
 - ① 教職員定数の拡充
 - ② 教育相談体制の強化
 - ③ 放課後等における学習の場の充実
 - ④ 地域と学校との連携・協働の強化
- (2) 子どもの居場所の確保・充実
- (3) 進学に向けた支援
 - ① 公私間格差の是正や給付型奨学金の拡充など教育費負担の軽減
- (4) 社会的養護の充実
 - ① 家庭的養護等の推進
 - ② 児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

重点 施策 3

都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援

子どもの貧困対策の抜本強化

妊娠～乳幼児期

小学校

中学校

高等学校等

子どもたちへの支援策の抜本強化！

社会的養護の充実

○里親委託や養子縁組の推進 ○児童養護施設等における家庭的養護の推進 ○児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

就学前教育の充実

- 子育て力向上への支援
- 加配保育士の配置拡充等
- 保育料の軽減・無料化
- 保育サービスの充実

保護者の子育て力の向上

地域ぐるみの子育て支援の推進

妊娠前から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

地域連携による交流の場の提供と日常的な見守り
地域子育て支援センター、多機能型保育事業所等

学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

健康的な体づくり＝**早期からの健康的な生活習慣づくり**

○「健康日本21」の推進

学力の向上＝**教職員定数の拡充**

○少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実
○小学校における生徒指導強化

学びの場づくり＝**放課後等における学習の充実**

○放課後等における学習支援の充実(学習支援員の配置拡充)
○放課後子ども総合プランの推進(放課後子ども教室・児童クラブの設置拡充・利用料減免等への支援)
○特に厳しい環境にある子ども達の学び場づくり

子どもの居場所の確保・充実

○「子ども食堂」への支援
見守り体制の充実＝**地域と学校との連携・協働の強化**
○学校支援地域本部(地域学校協働本部)の活動への支援

教育相談体制の強化

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

地域との連携協働

地域学校協働本部
活動に関わる地域住民(ボランティア)

連携
協働

学校

住まいへの支援

○生活困窮者への住居確保給付金
○ひとり親家庭等の公営住宅入居の優遇措置

就労への支援

○ファミリー・サポート・センター事業の普及推進
○**ひとり親等の資格取得・就労支援策の充実・強化**
○生活困窮者等の就労訓練事業所の確保と就労支援

生活への支援

○児童扶養手当の拡充 ○各種貸付制度の充実(母子父子寡婦福祉資金等)
○教育費の確保と負担軽減 ○生活扶助費・生活困窮者の家計相談支援 ○養育費の確保

児童虐待防止対策

子どもたちの命の安全・安心の確保

非行防止対策

○学校・警察連絡制度の効果的な活用
○民生児童委員等による見守り活動の実施

いじめ防止対策

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

立直り対策

○地域若者サポートステーションや少年サポートセンター等による就労支援

入口対策

○万引き・深夜徘徊防止
○効果的な普及啓発

進学に向けた支援

○教育費負担の軽減
・公私間格差の是正
・給付型奨学金の拡充 など

就労等に向けた支援

○若者の学びなおしと自立支援

児童相談所の取り組みのさらなる充実・強化

要保護児童対策地域協議会等の機能強化

民生児童委員等、地域における見守り活動の充実・強化

保護者等への支援策の抜本強化

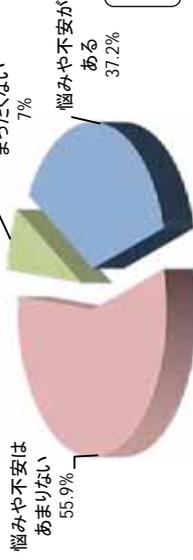
子どもの貧困対策計画の推進

【子どもの貧困対策・重点施策1】保護者等への支援策の抜本強化

子育て家庭の現状・児童虐待の現状

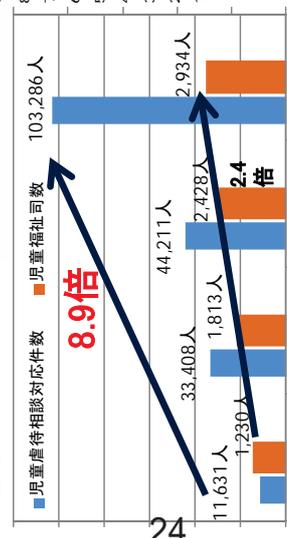
- ①子育てに対し悩みや不安を抱えている保護者が約4割
- ②H26年度の児童虐待対応件数は15年前の7.6倍！複雑・困難なケースも増加
- ③H25年度のうち18歳未満の児童虐待死亡事例のうち、3歳未満の乳幼児の割合は66.6%
H17年度から18.4ポイント増加

■子育てについての悩みや不安



出典：家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究（平成20年度 文部科学省）

■児童相談所における児童虐待相談対応件数と児童福祉司数



出典：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（厚生労働省 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）

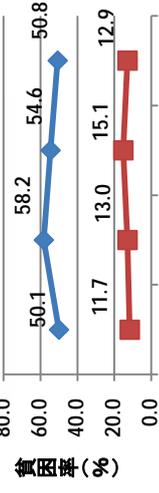
■心以外の児童虐待死亡事例の子どもの年齢別割合の推移



ひとり親家庭の現状

- ①子どもがいる現役世帯のうち一人の世帯の貧困率は、子どもがいない現役世帯全体の貧困率の約4倍！
- ②母子世帯の平均所得は児童のいる世帯全体の4割以下！

■子どもがいない現役世帯の貧困率（全体と一人の世帯）



■児童のいる世帯全体と母子世帯の平均所得



出典：国民生活基礎調査

保護者の子育て力の向上

- ◆乳幼児期における語彙数や幼児期に身につけた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果
- ◆人間形成の基礎が培われる乳幼児期における保護者への支援の大幅な拡充が必要

①就学前の子どもの保護者への個別支援の充実

- ・保育所において保育だけでなく、子どもとの関わり方についての助言など、親への支援も行う
- ・保育士等の配置に要する財政支援の強化
- ・子どもの状況を適正かつ円滑に小学校に引き継ぐなど、生活面で課題を有する家庭と関係支援機関とをコーディネートする人材を保育所等において確保する仕組みの導入

②親支援・親育ての促進

- ・乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援
- ・乳幼児院などを活用し、親子が共に生活をしながら養育と親育てを行うことができる制度の構築

母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止

- ◆児童虐待の相談ケースは増加の一途
- ◆特に児童虐待により死亡した子どもの7割弱が0歳～2歳までの乳幼児であり、その対策の強化が必要

詳細は別紙1

住まい・就労・生活への支援

- ◆経済的に厳しい環境にある家庭に対して、手厚い経済的支援や保護者の安定した就労への支援が必要

①ひとり親家庭への支援策の更なる拡充

- ・高等学校卒業程度認定試験や自立支援教育訓練のための講座期間中の生活支援策の創設、高等職業訓練促進給付金の支給額の増額など資格取得及び技能習得支援策の拡充
- ・児童扶養手当額の増額及び所得制限の引き上げや、多子加算額の支給額減額措置の撤廃
- ・医療費無料化制度の創設
- ・養育費確保に向けた公的な支援制度の検討
- ・民間アパート等を活用した母子保護に対する補助制度の創設

②母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実

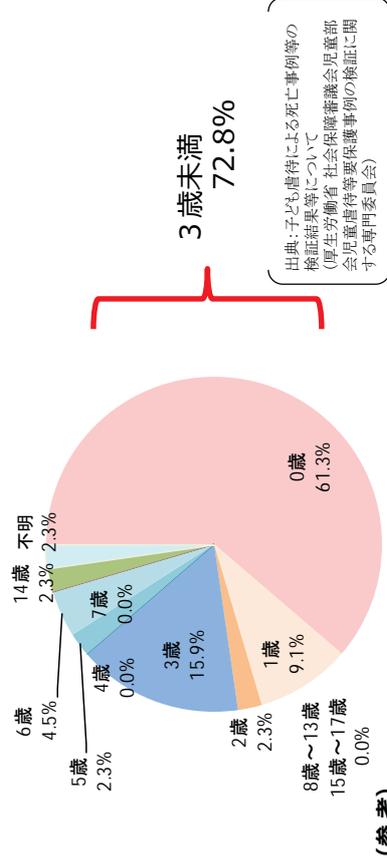
- ・母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ
- ・両資金の貸付限度額の引き上げ

【別紙 1】

母子保健から児童福祉への切れ目ない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止対策の強化！

＜現状＞

■心中以外の児童虐待死亡事例の子どもの年齢別割合【H25年度】



（参考）

0日児の死亡（※1）	母子健康手帳未発行の児童の死亡（※2）	妊婦健診未受診の児童の死亡（※2）
18.1% （このうち望まない妊娠の割合は、73.5%）	18.3%	22.5%

（※1）平成15年7月～26年度累計 （※2）平成17年1月～26年度累計

※ 国においても、先般、児童福祉法等が一部改正され取組を強化（H28.6.3公布）

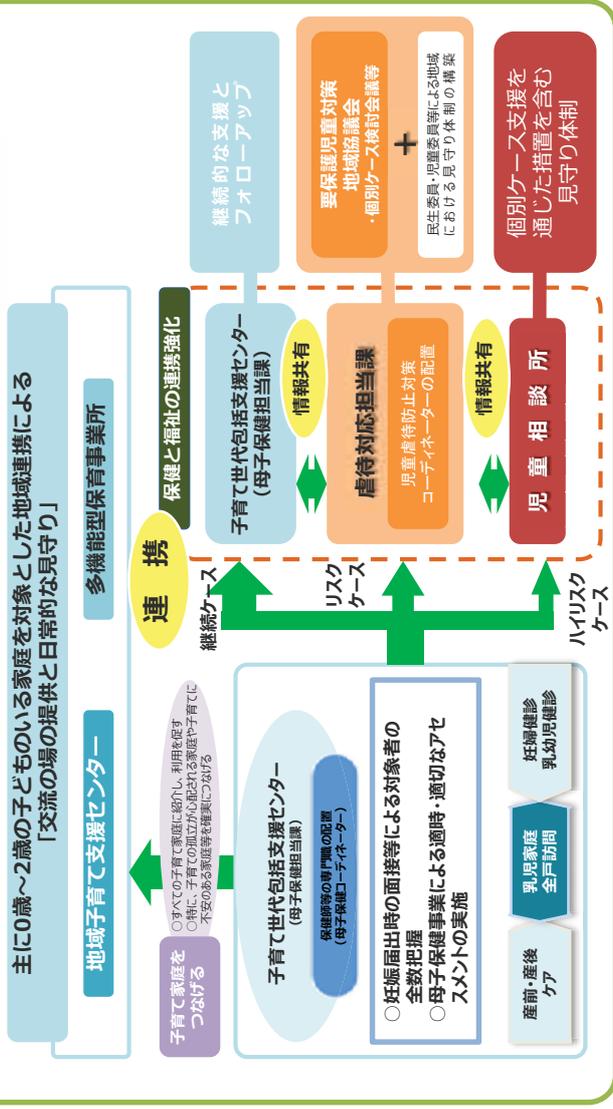
- 母子保健と児童福祉の連携強化等
 - ・子育て世代包括支援センターの法定化とH32年度を目標とした全国展開
 - ・要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の配置等

＜課題＞

◆母子保健から児童福祉への切れ目ない連携の仕組みづくりの加速化

- ①母子保健施策を中心とした児童虐待の予防及び早期発見
- ②児童虐待に関係する機関の体制のさらなる強化
- ③関係機関間での連携のさらなる強化
- ④地域で子どもや家庭を見守る体制の構築

地域における子どもの見守り連携体制のイメージ



＜提言＞

子育て世代包括支援センターの設置促進

妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開の前倒し実施に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び財源の確保

子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

地域福祉の中心的な役割を担う、民生委員・児童委員の活動費用の充実

市町村の子ども家庭相談体制の強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門性の確保に向けた人材育成、財政支援等の強化

児童相談所の体制強化

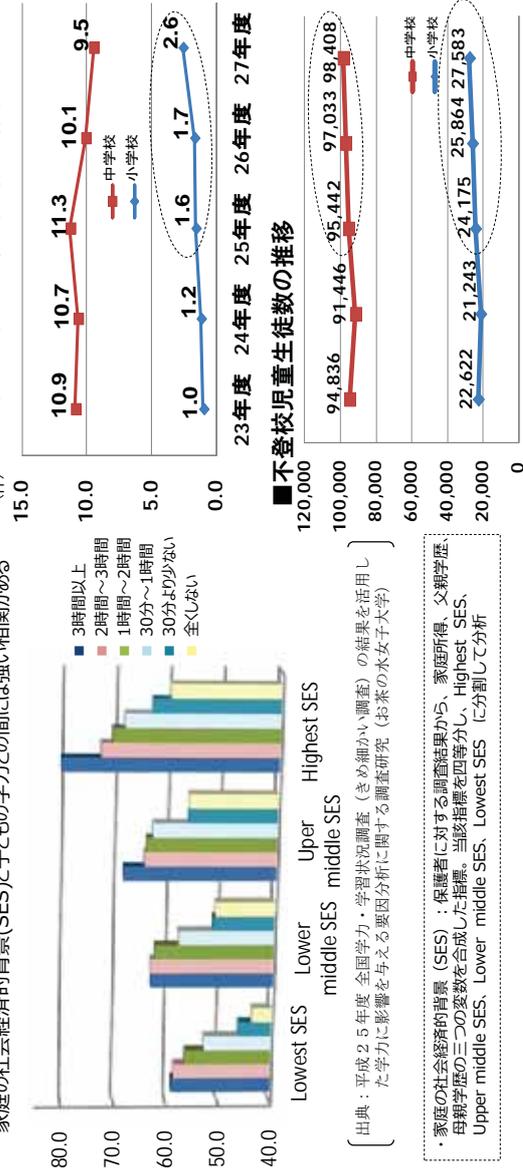
職員の専門性の向上や専門職の配置に向けた、人材育成・確保、児童相談所の体制整備にかかる財政支援等の強化

【子どもの貧困対策・重点施策2】子どもたちへの支援策の抜本強化①

子どもたちの学力と生徒指導上の諸問題の現状

- ① 家庭の経済状況が子どもたちの学力に大きく影響
- ② 小学校における暴力行為発生率が過去最多、不登校児童生徒数も近年増加

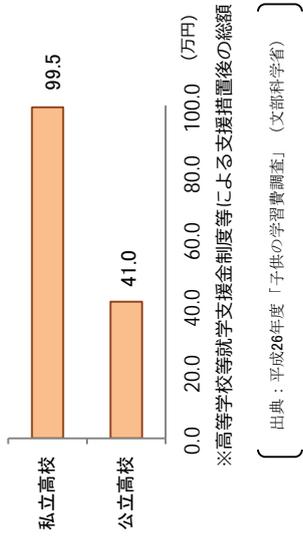
■SES別 平日の学習時間と教科の平均正答率<小学校> ■学校内外における暴力行為発生率の推移
(1,000人あたりの暴力行為発生件数)



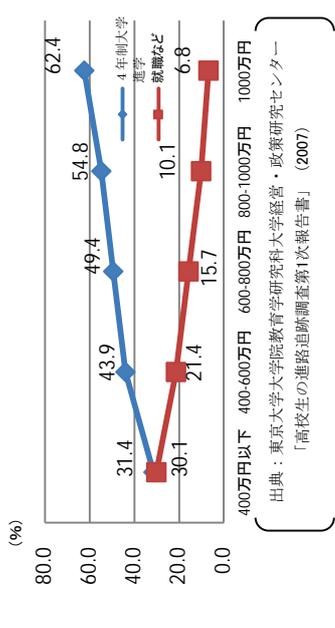
出典：平成25年度 全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（お茶の水女子大学）

教育費や子どもたちの進路の現状

- 公私間で教育費に格差
- 子ども一人当たりの年間学習費総額（高等学校）



- 家庭の経済状況が子どもたちの進学に大きく影響
- 両親年収別の高校卒業後の進路



学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

◆貧困の世代間連鎖を断ち切るためには教育の力が重要

- ① 教職員定数の拡充
 - ・ 少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細やかな学習指導の充実
 - ・ や、小学校における生徒指導の強化などに向けた教職員定数の更なる拡充
- ② 教育相談体制の強化
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充・待遇改善のための十分な財源及び人材の確保
- ③ 放課後等における学習の場の充実
 - ・ 放課後等における学習支援に対する補助対象経費の拡大など財政支援の強化
 - ・ 放課後児童クラブ利用料の無償化
 - ・ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習支援について、国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引き上げなど財政支援の強化
- ④ 地域と学校との連携・協働の強化
 - ・ 地域による学校支援活動等に対する財政支援に必要な予算額の確保

子どもたちの居場所の確保・充実

- ・ 家庭、学校に次ぐ第三の居場所となる「子ども食堂」への財政面も含めた包括的な支援
- ・ 子ども食堂への全国レベルでの食材供給の仕組みの構築

進学に向けた支援

- ◆子どもたちの自立に向けた進学支援が必要
- 公私間格差の是正や給付型奨学金の拡充など教育費負担の軽減
 - ・ 高等学校等就学支援金に係る低所得者に対する加算支給額の拡充など公私間格差の是正
 - ・ 単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限の解消など高等学校等就学支援金制度の拡充
 - ・ 給付型奨学金の対象者及び支給額の拡充や、無利子奨学金の基準の緩和など、高校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の充実・強化

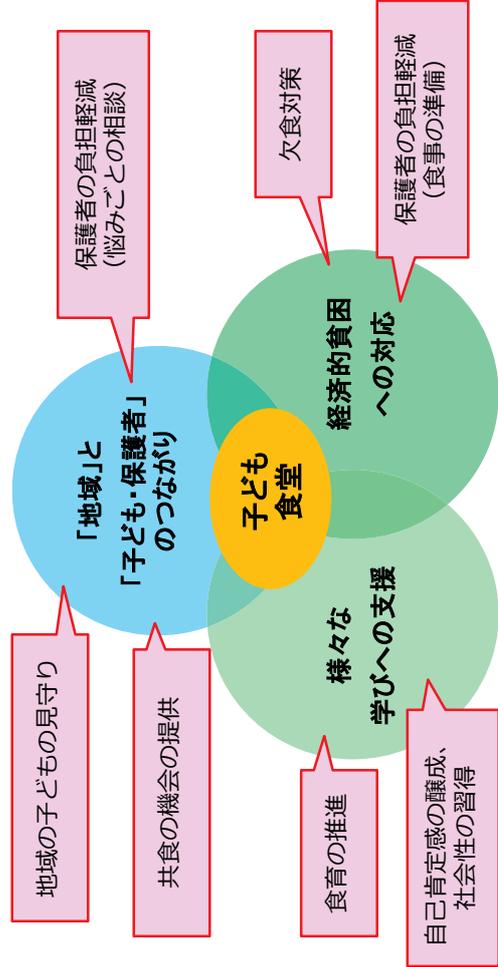
子ども食堂の意義

厳しい環境にある子ども・保護者に必要な対策

- 経済的貧困への対応
- 様々な学びへの支援
- 「地域」と「子ども、保護者」のつながり、厳しい環境にある家庭の孤立の防止

◆ 子ども食堂は、

- ★ 食の提供を行う取組
 - ⇒ 欠食対策、保護者の負担軽減（食事の準備）
食育の推進、共食の機会の提供
- ★ 地域住民・団体の自主的、主体的な取組
 - ⇒ 地域での子どもの見守り、困った時の支援
地域住民による積極的な学習支援
- ★ 地域の大人たちや年代の異なる子どもたちが交流できる場
 - ⇒ 自己肯定感の醸成、学校以外での社会性の習得
多様な人材による学習支援、地域での子どもたちの見守り
保護者の負担軽減（悩みごとの相談）



地域での子ども食堂への支援の状況

★ 子ども食堂の開設および運営にかかる経費等のへ助成

11都府県

★ 企業から無償提供された食品を、生活困窮世帯の子どもにも対する学習支援事業等に参加する子どもにも提供し、県は、学習支援事業実施団体へ事業立ち上げ経費を補助

1 県

課題

- 草の根で支援を行うNPO等は、運営基盤が弱い
 - ・ イニシヤルコスト等の負担が大き
 - ・ スタッフ、運営費、食材の確保が困難
 ⇒ 持続可能な活動となるような支援が必要



提言

1. 家庭、学校に次ぐ第三の居場所となる「子ども食堂」への財政面も含めた包括的な支援とその恒久化！
 - ※ 自治体と連携した「子ども食堂」の取組を子供の未来応援交付金の対象に！
2. 子ども食堂への全国レベルでの食材供給の仕組みの構築！

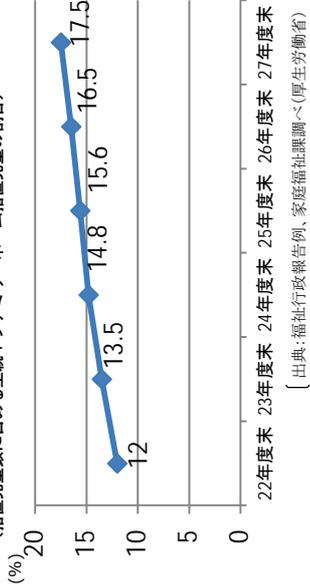
官民の連携・協働により、すべての子どもたちが未来に夢と希望を抱き、安心して暮らせる社会へ

【子どもの貧困対策・重点施策2】子どもたちへの支援策の抜本強化②

里親等委託率と新生児等の新規措置先の現状

■里親等委託率の推移

(措置児童数に占める里親+ファミリーホーム措置児童の割合)



■新生児等の新規措置先の措置先 (平成26年度)

	0歳 (1か月未満)	0歳 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	合計
乳児院	474人	1,012人	487人	1,973人
里親	83人	173人	124人	380人

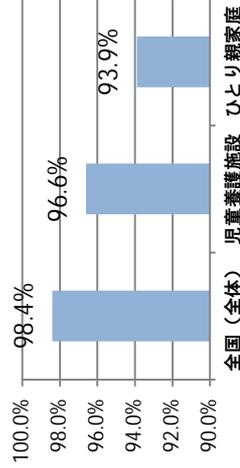
[出典: 家庭福祉課調べ(厚生労働省)]

児童養護施設の子どもの進学の現状

○ 中学校を卒業した子どもの進学率: 全体 98.4% 児童養護施設 96.6%
 高等学校を卒業した子どもの進学率: 全体 70.2% 児童養護施設 22.6%

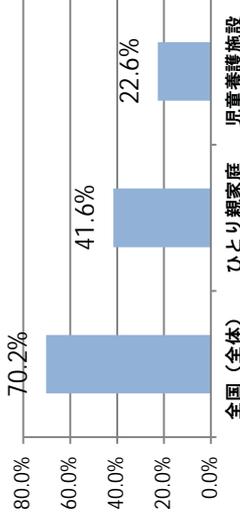
■中学校卒業後の進学率

(H25 ※ひとり親家庭H23)



■高等学校卒業後の進学率

(H25 ※ひとり親家庭H23)



[出典: 全国 (全体): 文部科学省・学校基本調査、児童養護施設: 厚労省家庭福祉課調べ、ひとり親家庭: 厚生労働省・全国母子世帯等調査]

社会的養護の充実

◆特に厳しい環境にある子どもたちにとって社会的養護の充実が必要

①家庭的養護等の推進

- ・家庭的な環境の中で養育に取り組み地域小規模児童養護施設等の充実
- ・里親制度や養子縁組に関する普及啓発と財政支援の拡充

例えば

- 里親月間や「養子の日」等を利用した集中的な広報・啓発活動
- 里親手当などの更なる充実 など

例えば

- 特別養子縁組の要件の緩和や父母の同意が得られない場合に児童相談所が特別養子縁組の申立を可能にする等の民法の改正 など

②児童養護施設等の自立支援体制の強化

- ・児童の自立支援を専門に担当する常勤職員を最低基準として配置するための財政支援の拡充
- ・児童養護施設等を退所し、大学等に進学する者に対する給付型の奨学金の拡充

【子どもの貧困対策・重点施策3】都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援

国主体の子どもの貧困の実態調査の実施と情報提供

○ 貧困の世代間連鎖の解消に向け、より効果的な施策につなげるため、国において、都道府県別の「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等について統一的な基準で調査するとともに、その結果や算出方法を自治体に情報提供すること

地方が取り組む子どもの貧困対策への継続的な財政支援

○ 平成27年度補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金」について、地域での取組をより効果あるものとしていくため、予算の恒久化を図るとともに、対象事業を拡大し、地域の実情に応じてより使い勝手の良い交付金となるよう運用の弾力化を図ること

別紙3

【別紙3】 地域子供の未来応援交付金の拡充

道府県の交付金の活用状況：19道府県で活用（平成29年5月31日現在）

地域子供の未来応援交付金を活用した取組事例（H28）

実態調査・資源量の把握

実態調査の実施

大阪府

- ・実態調査を実施する13市町と連携し、実態調査を実施しない市町村において府が実施することにより、府全体の子ども（小学校5年生、中学校2年生）及び保護者の生活環境等の実態を把握
- ・調査結果を踏まえ、「家計・収入・就業に関すること」と「食事に係ること」など5分野について主な課題や今後の取組の方向性を整理

13市町除いた30市町村において、16,000人（8,000世帯）で実施

（ほか、北海道、福島県、群馬県、新潟県、愛知県、京都府、香川県、高知県、鹿児島県）

地域コーディネーター養成

岡山県

- ・市町村が支援体制を整備するにあたり重要な役割を担うコーディネーターを養成するため、コーディネーター候補者の掘り起こしのための基礎研修と、コーディネータースキルのアップを図る専門研修を実施
- ・研修受講者で承認の得られた方の情報について、市町村で活用できるよう提供

基礎研修：エリア別・全体研修 40名参加
専門研修：2回開催 32名参加

（ほか、高知県）

先行的なモデル事業

京都府

- ・困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の学力の向上と希望進路の実現を目指す家庭・地域社会と連携した学校モデルを構築
- ・「学校経営・組織体制」「発達障害・不登校」「幼児教育」の3つの専門家チームを学校に派遣して支援
- ・各中学校区に配置している社会福祉の専門家が中心となり、幼稚園、保育所、民生児童委員、福祉関係者や自治会等との連携による、子どもの学習と生活を支援するネットワークづくりを推進

4中学校区で先進的に実施

～見えにくく、捉えにくい子どもの貧困に対し、地域の実情に応じた対策を講じようとする全ての自治体にとって、国による総合的な支援は必要不可欠！**地域の実情に応じた取組を継続し、さらに、拡大していくためには、交付金の拡充が必要！**～

＜交付金の課題＞

● 補正予算での対応

→地域ネットワークを形成しても継続的な支援がない

● 自治体の直接実施する事業のみが対象

→地域の団体への補助は対象にならない

● 個人給付に該当する事業は対象外

→地域の実情に応じた施策が困難となっている

＜具体的提言＞

◆ 交付金の恒久化（当初予算化）が必要

◆ 交付金の対象事業の拡大が必要

（例）

- ・子ども食堂の運営をはじめとする「厳しい環境にある家庭を支援する団体」への補助
- ・子ども食堂でのインターネット環境整備への補助
- ・経済的に厳しい家庭の子どもが「学習塾や地域のスポーツクラブ、文化的な習い事」を行う際の支援 など

2017年9月8日

子ども・子育て会議 御中

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財) 日本病児保育協会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹

意見書

【居宅訪問型保育で虐待入院する子どもの支えに】

- ・ 昨今、児童虐待によって親元から引き離された子ども達が、児童相談所の一時保護施設や乳児院がいっぱいのために、病院に入院し続けている「虐待入院」が課題となっています。



- ・ 全国454の医療機関に行った調査で、去年までの2年間でこの虐待入院を経験した子どもが**全国に356人**いました
- ・ 虐待入院の日数が1か月もの長期に及ぶケースがおよそ3割。最長で9か月近くも入院を続けた子どももいました。
- ・ 病院のスタッフが赤ちゃんの世話をできるのは、業務の合間だけです。食事や入浴など、限られた時間以外はほとんど1人で過ごしています。担当の医師は、虐待入院が長期に及ぶことで発育に影響が出ることについて懸念を示しています
- ・ 担当医の手記
“1人で座ることもできず心と体の発達の遅れが心配です。子どもが健全に成長するには、病院では不足していることが大きいと思います。

- ・ こうした状況に対し、居宅訪問型保育者を病院に派遣し、1日ずっと一緒にいながら、愛着を形成し、病院ではなかなか提供できない養護とケアを提供できれば、わずかながら子どもたちの発達の遅れを緩和することができます
- ・ 親の許可を取らずとも病院長の判断で、居宅訪問型保育をつけられるよう、通知を発出してください

【保育ソーシャルワーカーを置けるようにしてください】

- ・ 虐待数は過去最高値を記録し、保育園においてもその対応は極めて重要です
- ・ また、グローバル化が進み、保育園現場で外国人家庭も増え、意思疎通や適切な行政サービスとの接続も課題になってきつつあります
- ・ 一方、保育園はリスクの高いケースの場合、児相等に通告はすれど、どのように関わっていくかはノウハウがなかったり、適切な連携スキームもないような状況になっているのが現状です
- ・ そこで、何園かに1人、ソーシャルワークを行う「保育ソーシャルワーカー」を置き、保育園利用家庭が抱える虐待・子どもの貧困・障害や外国籍の親御さんの抱える問題等を解決していくことができれば、新たなセーフティネットを生み出すことができます
- ・ 現在、「地域連携コーディネーター」という地域住民との合意形成のための役職を置く事業が存在していますが、これを「保育ソーシャルワーカー」として、より子どもたちのための問題解決が図れるような仕組みにモデルチェンジして頂きたいと思えます

【連携施設設置義務を外してください】

- ・ 小規模保育において、3歳以降の受け皿として連携施設の設置が義務付けられています
- ・ しかし、実態として「連携施設を準備できないから、小規模保育はつくらせない」等と公言している自治体もあります
- ・ また、たとえ卒園後の受け皿で連携施設を準備しても、卒園児家庭がその保育園に行きたいかどうかは分からず、形骸化しています
- ・ 本来のあるべき形からずれ始めてきており、これを機に**連携施設設置義務の解除を含めて抜本的に連携施設制度を改正**してください

【企業主導型と小規模保育が、土曜合同保育できるようにしてください】

- ・ 現在、認可保育所と小規模保育所、また認可同士や小規模同士は共同保育が可能になっています。

- ・ しかし小規模認可保育所との合同保育や、企業主導型保育と小規模認可保育所の合同保育については、自治体サイドから断られた、という事例が出てきています。(仙台市)
- ・ 企業主導型保育が土曜保育の共同化を他の類型としてはいけない、という合理的な理由はないはずです。通知やQ&A等で、内閣府から自治体に可能である旨をお伝えください

【企業主導型病児保育を創設してください】

- ・ 現在、企業主導型保育に病児保育加算をつけることで、併設型病児保育の設立が可能となっています
- ・ 一方で、東京都等、病児保育つき企業主導型保育を行うには、物件選定が難しい地域もあります
- ・ そこで、**病児保育室単体で開設できるよう、制度改正をして頂きたい**と思います
- ・ 企業主導型病児保育が可能になれば、現在伸び悩んでいる病児保育施設の供給量を大きく拡大することが可能になるでしょう

【子ども子育て会議の頻度が少なすぎる】

- ・ 前회가7ヶ月前であり、現場の課題に対して迅速にPDCAサイクルを回せる頻度ではありません
- ・ 最低でも**4ヶ月に1度程度の開催頻度**を望みます

以上

意見書

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会

会長 木村 義恭

子ども子育て支援法はそもそも全ての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切で、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されなければならない理念である。このことを実現するために子ども子育て会議では施行までに二十数回に及ぶ会議を行い質の向上と量の確保について協議を重ね、幼保連携型認定こども園においては幼稚園と保育所のいずれか高い基準を取り入れているのが特徴である。

この観点から次の事項について確認するとともに意見書を提出いたします。

I、子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正（案）について

改正の内容

(1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

③ 幼稚園において預かり保育の充実（長時間化・通年化）*¹により、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることが出来る、また 一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入*²や長時間預かり運営費支援事業*³による0～2歳児受入を行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることが出来るとあるが、

*¹この幼稚園における預かり保育の充実とは、現状の私学助成で対応するものか、それとも施設型給付の幼稚園に移行し公定価格で対応するものか、その際には特定給付施設としての申請が必要と考えますが見解をお聞かせください。

*²幼稚園における2歳児の受入は待機児童がいる市町村にあつて、認可基準を満たす施設においては市町村からの委託を受けて実施するものであり、すべての幼稚園が無条件に2歳児を受け入れることが出来るものではない事を再度確認したい。

*³長時間預かり運営費支援事業とはいかなる事業であるのか詳細を示して頂きたい。加えて運営費を支援する事業なのか、それとも0～2歳児の保育を支援するのか事業名称なのかを教えてください。この事業実施に伴い特に乳児への安全に関する配慮は欠かせません。保育所等では毎年監査があります。幼稚園において0～2歳児を受け入れる場合、食事、午睡時等における安全対応実施など、事故防止の観点から毎年の監査を義務付ける必要があると考えます。

II、国家戦略特区における小規模保育事業について

現在の小規模保育事業との連携施設が難しい状況から鑑みると賛成します。ただし待機児童が解消されるまでなど期限を設けるべきである。また施設の確認基準等も幼保連携型認定こども園に準じるなど子どもたちの安心安全を確保することが重要であり、市町村に強く通知する事を要望します。

Ⅲ、技能・経験に応じた 保育士等の処遇改善等について

1号認定に関するキャリアアップ研修について

技能・経験に応じた 保育士等の処遇改善等についてキャリアアップ研修計画の実施に伴い質を向上させ処遇を改善する制度は極めて大切あり感謝致します。2・3号関係に関しては厚労省が都道府県にそのガイドライン等を通知し実施に向けて取り組んでいます。1号関係に関しての所管は都道府県・市町村・幼稚園団体・大学等が実施する既存の研修を活用となっておりますが、1分野15時間の研修を実施されている機関はありません。仮に免許更新講習をそれに代替可能となった場合でも30時間の講習時間では2分野に留まります。また認定こども園は1号から3号までの子どもたちが在園し保育者も年度によっては1号子どもを担当したり、3号子どもを担当することがあります。共通する研修については相互補完が出来るなどの柔軟な対応も検討しなければなりません。ことから今後の研修実施計画や柔軟な対応方法などについてお示してください。

全体を通じて待機児童対策という極めて重大な課題を解決するために量の確保が先行しそれに伴う安全・安心を確保することが疎かになってはなりません。常に質と量がセットになった政策が講じられるよう強く要望致します。

以上

子ども・子育て会議 様

企業主導型保育事業に関する意見書

一般社団法人 日本こども育成協議会

会長 廣島清次

企業主導型保育事業が制度化されて1年あまりが経過し、当協議会の加盟事業者による施設数も徐々に増えてまいりました。本事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大により、仕事と子育てとの両立に資するとともに、待機児童の解消を図る重要な保育施策であり、当協議会としても、積極的に本事業の拡大に取り組んでいるところです。

しかしながら、加盟事業者が取り組む中で、従業員枠の利用者である企業やその従業員、地域枠の利用者などから様々な改善の要望等をお聞きしております。

本事業が所期の目的を達成し、一億総活躍社会が実現できるよう、当協議会としての意見を下記のとおり取りまとめましたので、ご検討いただきたくお願い申し上げます。

記

1 子ども・子育て会議における企業主導型保育事業の検証について

企業主導型保育事業は、制度発足から1年が経過しましたが、この間、多くの企業が本事業に参入し、一定の成果を上げております。その一方で、多数の方が問題点や懸念を表明されているところです。

企業主導型保育事業について、総括的な振り返りを行う時期が到来していると思われるので、子ども・子育て会議の場において、これを行うよう提案いたします。

2 地域枠50%上限の見直し、または従業員枠の弾力的運用について

企業主導型保育事業における地域枠につきましては、現行の50%の上限を見直すことが公表されたところですが、現時点では、具体的な取り扱いが示されておりません。

このため、事業者は、従業員枠が空いていても活用できず、待機児童への対応ができない状況にあります。

本事業は、待機児童解消の一翼を担う重要な施策であることに鑑み、地域枠50%の上限の見直し、または従業員枠の弾力的運用について早期に実施されるよう提案いたします。

3 連携企業による契約の基準緩和について

現行制度では、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第 3 企業主導型保育事業の実施方法等 4 の (2) 共同利用に当たっての、他の一般事業主との連携の規定により、企業単位による契約が条件とされております。

しかし、「グループ会社で人事制度を運用しているケース」や「ホールディングスで一括契約しているケース」など企業ごとの契約では対応が煩雑となり、円滑な事業運営に支障をきたすケースがあります。

従業員枠の活用促進を図るため、連携企業の契約方法について見直しを行い、基準を緩和されるよう提案いたします。

4 利用基準の変更について

月 15 日程度以下の利用児童は、企業主導型保育事業助成要領第 1 企業主導型保育事業（運営費）についての 2 の (2) 基準額の算定についての規定により、「定型的な利用のない児童」とされております。

しかし、日数を基準にした場合は、下表のように、事例 2 の方が利用時間数で上回っているにもかかわらず、利用日数が多い事例 1 の方が優先入所となる可能性が高く、不公平感を持つ利用希望者がおります。

多様な就労形態に伴う保育ニーズに適切に対応し、かつ、認可保育所との整合を図る観点から、認可保育所と同様に利用時間を基準とするよう提案いたします。

<労働時間が長い方が不利になるケーススタディ>

	ケース	一週当たりの勤務日数	一月の週数	一日の労働時間	保育所の利用時間	月間保育所利用時間	助成金
1	勤務日数は多いが一日の労働時間は少ない方のケース	5日	4週間	3時間	5時間	100時間	<u>満額受給</u>
2	勤務日数は少ないが一日の労働時間が長い方のケース	3日	4週間	8時間	10時間	120時間	<u>日割り計算</u>

平成 29 年 9 月 8 日

子ども・子育て会議意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
奥山千鶴子

1. 子ども・子育て支援にかかる財源の確保

子ども・子育て支援新制度がスタートして3年目。日本の将来に大きく関わる子ども・子育て支援分野の推進が停滞することがあってはならないと思います。新制度創設以前は、子ども・子育て支援の推進に思いきった投資が出来ていなかったことを踏まえ、今後の推進に関わる財源の確保は最重要課題です。見通しのたたない推進計画はあり得ないわけですから、経済界、労働者、当事者はもとより、あらゆる世代を通して日本の将来を決定づける「社会の子ども」への投資に対して、協力して財源を確保すること、つまり、多様なステークホルダーによる助け合いの仕組みが必要だと考えます。税、社会保険、各ステークホルダーの拠出金等あらゆる手法を検討し、早急に安定的な財源確保の道筋を提示していかなければならないと思います。

2. 地域の子ども・子育て支援の質・量の確実な推進

産前からの切れ目ない支援として、「子育て世代包括支援センター」や「利用者支援事業」に期待がかかりますが、プランを作成しても、支援サービスのメニューが少なく、サービス量が足りなければ、利用者にとっては意味がありません。

地域子ども・子育て支援事業の進捗状況は、平成 27 年度の交付金申請から集計した結果は以下の通りです。

○利用者支援事業 目標 1,800 か所に対して、812 ヶ所

利用者支援事業は、子育て家庭の選択に基づき、良質かつ適切な事業やサービス等を総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保する新制度においてたいへん重要な事業と位置付けられています。しかし市町村で取り組みに偏在がみられ、量的拡充が求められています。平成 28 年度は、基本型 471 カ所、特定型 341 カ所となっており、目標である 1,800 カ所の設置（基本型+特定型）には道半ばです。

制度として活用できる支援サービスが着実に活用できるよう、子育て家庭に対する寄り添い型の利用者支援事業は、早急に整備すべき事業であり、各自治体への支援が必要です。

○一時預かり事業 目標延べ 1,134 万人に対して、50%未満

現在、保育所を活用するタイプが 95%であり、待機児童が多く保育士の確保が厳しい現状では整備量が増えにくい状況です。地域子育て支援拠点や他の子育て支援施設への併設等による、一時預かり事業の普及が求められます。現状は第2子出産時に、第1子の預け先がないなど、出産時の預かりニーズにも十分に応えられていない現状です。

親の就労に限らない一時預かりやグループ保育等と通じて、子どもにとって必要な遊びを通して子ども同士が関わり合う場、環境が必要です。また、親にとっても、自分の時間の確保、レスパイト・ケアが重要です。

○病児保育事業 目標延べ 150 万人に対して、40%程度

○ファミリー・サポート・センター事業

保育所・放課後児童クラブを利用する子どもの送迎ニーズとして利用ニーズが高まっているにも関わらず、預かり手であるサポート会員が増えていません。目標値がコーディネートの実績ではなく、実施自治体数の拡大に留まっており、コーディネートのインセンティブが働きにくくなっています。